官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○建築基準法第七十七条の二十一第三項並びに第七十七条の二十二第四項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を改正する件（国土交通一三五二）　一
〔官庁報告〕
官庁事項
米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の変更について（農林水産省）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　七
地方公共団体
行旅死亡人関係　兇
会社その他
会社決算公告　兵

その他告示

○国土交通省告示第千三百五十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項並びに第七十七条の二十二第四項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

令和八年十一月十七日

国土交通大臣　井林　辰憲

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれを対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

別表

名称	住所	指定区分	業務区域	確認検査の業務を行う事務所の所在地	確認検査の業務の開始の日
（略）					
株式会社国際確認検査センター	東京都中央区京橋二丁目八番七号	省令第十五条各号に掲げる区分	日本全域	イ　本社　東京都中央区京橋二丁目八番七号 ロ　大阪支店　大阪府大阪市中央区本町四丁目四番二十五号 ハ　九州支店　長崎県長崎市元船町十四番十号 ニ　佐世保支店　長崎県佐世保市高砂町一番四号	平成十七年五月十日
（略）					
株式会社GAI建築確認	東京都町田市森野一丁目三十一番七号	省令第十五条第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号までに掲げる区分	日本全域（東京都の島しょ部を除く。）	イ　本社　東京都町田市森野一丁目三十一番七号 ロ　札幌支店　北海道札幌市中央区南二条西二丁目十番地一	平成二十六年四月四日
（略）					

改正前

別表

名称	住所	指定区分	業務区域	確認検査の業務を行う事務所の所在地	確認検査の業務の開始の日
（略）					
株式会社国際確認検査センター	東京都中央区京橋二丁目八番七号	省令第十五条各号に掲げる区分	日本全域	イ　本社　東京都中央区京橋二丁目八番七号 ロ　大阪支店　大阪府大阪市中央区本町四丁目四番二十五号 ハ　九州支店　長崎県長崎市元船町十四番十号 （新設）	平成十七年五月十日
（略）					
株式会社GAI建築確認	東京都町田市森野一丁目三十一番七号	省令第十五条第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号までに掲げる区分	岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）及び神奈川県の全域	東京都町田市森野一丁目三十一番七号 （新設）	平成二十六年四月四日
（略）					

官　庁　発　表

官　庁　事　項

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の変更について

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第113号）第４条第１項の規定に基づき定めた米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の全部を令和８年10月30日付けで変更したので、同条第７項において準用する同条第５項の規定に基づき公表する。

令和８年11月17日　　農林水産大臣　武部　　新

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針

第１　米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針

米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進及び米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営を行います。

このうち、政府が行う備蓄については、米穀の供給が不足する事態に備え、毎年６月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として保有してきました。適正水準100万トン程度に向けて備蓄水準の回復を計画的に進めていきます。

第２　米穀の需給の見通しに関する事項

１　令和７／８年の需要実績

⑴　需要実績の対象期間及び対象米穀

米穀の需要実績については、前年７月から当年６月までの１年間について算出することとしています。

また、需要実績の算定の対象となる米穀は、国内で生産された水稲うるち米及び水稲もち米から、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年４月１日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）第４及び第５で定める加工用米その他主食用に充当されない米穀を除いた米穀（以下「主食用米等」という。）としています。

⑵　算出方法

需要実績は、令和７年産主食用米等生産量、令和７／８年（令和７年７月から令和８年６月までの１年間）の政府備蓄米供給量、令和７年６月末民間在庫量及び令和８年６月末民間在庫量を基に算出します。

表１　令和７／８年の需要実績の算出方法

需要実績＝①＋②＋③－④
- ①　令和７年産主食用米等生産量
- ②　令和７／８年政府備蓄米供給量
- ③　令和７年６月末民間在庫量
- ④　令和８年６月末民間在庫量

⑶　需要実績（確定値）

前記方法により算出した令和７／８年の需要実績（確定値）は、玄米ベースで683万玄米トン、精米ベースで607万精米トンとなります。

２　令和７／８年の需給実績

令和７／８年の需給実績は、表２のとおりです。

表２　令和７／８年の需給実績（確定値）

		玄米ベース（万トン（玄米））	精米ベース（万トン（精米））
	令和７年６月末民間在庫量　A	155	138
令和７／８年	令和７年産主食用米等生産量　B＝C＋D	747	663
	うち生産者ふるい目幅以上　C	718	
	うち生産者ふるい目幅未満のうち、主食用米への供給見込量　D	29	
	令和７／８年政府備蓄米供給量　E	23	21
	令和７／８年主食用米等供給量計　F＝A＋B＋E	925	823
	令和７／８年主食用米等需要量　G	683	607
	令和８年６月末民間在庫量　H＝F－G	243	215

注１：令和７年産主食用米等生産量は、令和７年産水稲の収穫量（主食用）（「作物統計」農林水産省大臣官房統計部）である。

注２：６月末民間在庫量は、玄米の取扱数量が年間500トン以上の届出事業者の在庫量に水稲を作付けした生産者の在庫量推計値を加えたものである。

注３：令和７／８年政府備蓄米供給量は、令和８年６月までに供給された政府備蓄米の数量（随意契約による政府備蓄米23万玄米トン）である。

注４：精米ベースの令和７年６月末民間在庫量、令和７年産主食用米等生産量、政府備蓄米供給量及び令和８年６月末民間在庫量は、玄米ベースの値に「精米歩留りの状況調査」による当該年産の精米歩留りを乗じた値である。

注５：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

３　令和８／９年及び令和９／10年の需要見通し（推計値）

令和８／９年及び令和９／10年の需要量については、近年の需要量が必ずしも減少していないことを踏まえ、直近の１人当たり消費量の実績、人口（推計値）、インバウンド需要量の動向及び精米歩留りの変動を考慮して、幅を持って設定することとします。

具体的には、

① 令和３／４年から令和７／８年までの需要実績（精米ベース）から、それぞれ当該年のインバウンド需要量を除いた上で、それぞれ当該年の人口で除し、各年の１人当たり消費量(精米)（推計値）を算出

② ①の１人当たり消費量（精米）(推計値）について、直近５年平均値及び直近５年最大値を算出

③ ②で算出した各値に、令和８年及び令和９年の人口（推計値）を乗じ、令和８／９年又は令和９／10年のインバウンド需要量（推計値）を加えて需要見通し（精米ベース）を算出します。

需要見通し（玄米ベース）は、精米歩留りの変動を考慮し、需要見通し（精米ベース）を、想定される精米歩留りの直近５年平均値及び直近５年最小値で除して算出します。

結果は、図１及び表３のとおりとなります。

図１　令和８／９年及び令和９／10年の需要見通しの算出方法

①　令和３／４年から令和７／８年までの各年の１人当たり消費量（精米）(推計値）を算出

	需要実績（万トン） 玄米	需要実績（万トン） 精米 ①	インバウンド需要量（万精米トン） ②	人口（千人） ③	１人当たり消費量（精米kg／人） (①－②) ÷③
３／４年	701.5	632.8	0.2	125,502	50.4
４／５年	691.1	622.3	2.4	124,947	49.6

５／６年	704.9	626.2	5.9	124,352	49.9
６／７年	712.7	635.0	7.0	123,802	50.7
７／８年	682.8	607.1	8.2	122,973	48.7

５年平均	49.9

注１：需要実績の玄米は、各年の基本指針において示した値であり、精米は、玄米の値に「精米歩留りの状況調査」による当該年産の精米歩留りを乗じた値である。
注２：インバウンド需要量は、日本政府観光局「訪日外客統計」及び観光庁「インバウンド消費動向調査（旧訪日外国人消費動向調査）」を基に算出した推計値である。
注３：人口は、総務省「人口推計」の各年10月１日現在の値である。

②　①で算出した１人当たり消費量（精米）（推計値）に人口（推計値）を乗じたものにインバウンド需要量（推計値）を加えて需要見通し（精米ベース）を算出

		令和８／９年	
		下位値	上位値
令和８／９年１人当たり消費量	①	49.9精米kg／人	50.7精米kg／人
令和８年人口（推計値）	②	122,650千人	122,650千人
令和８／９年消費量	③＝①×②	612.0万精米トン	621.8万精米トン
令和８／９年インバウンド需要量（推計値）	④	9.1万精米トン	9.1万精米トン
令和８／９年需要見通し（精米）	⑤＝③＋④	621.1万精米トン	630.9万精米トン

		令和９／10年	
		下位値	上位値
令和９／10年１人当たり消費量	①	49.9精米kg／人	50.7精米kg／人
令和９年人口（推計値）	②	122,033千人	122,033千人
令和９／10年消費量	③＝①×②	608.9万精米トン	618.7万精米トン
令和９／10年インバウンド需要量（推計値）	④	10.0万精米トン	10.0万精米トン
令和９／10年需要見通し（精米）	⑤＝③＋④	618.9万精米トン	628.7万精米トン

注１：令和８／９年及び令和９／10年１人当たり消費量の下位値には、①で算出した１人当たり消費量（精米）（推計値）の直近５年平均値、上位値には、①で算出した１人当たり消費量（精米）（推計値）の直近５年最大値の値。
注２：令和８年人口（推計値）は、「人口推計（総務省、令和８年９月公表）」の総人口（令和８年９月１日現在（概算値）。以下「令和８年９月現在人口」という。）の値。
　令和９年人口（推計値）は、令和８年９月現在人口に、「日本の将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所、令和５年４月公表）」の令和８年10月１日から令和９年10月１日までの総人口（出生中位・死亡中位推計）の減少率を乗じて算出した値。
注３：令和８／９年及び令和９／10年インバウンド需要量（推計値）は、「政府目標（2030年訪日外国人旅行者数6,000万人）に向かって直線的に増加すると仮定して推計した訪日客数」に、「訪日客１人当たりの平均泊数（令和７／８年値）」及び「１人１泊あたりの消費量（令和７年度に行った訪日客へのアンケート等による調査結果等に基づく推計値）」を乗じて算出した値。

③　精米歩留りの変動を考慮し、需要見通し（玄米ベース）を算出

精米歩留り	
３年産	90.3%
４年産	90.0%
５年産	88.6%
６年産	89.2%
７年産	88.8%
５年平均	89.4%

注：精米歩留りは、「精米歩留りの状況調査（令和８年６月末時点）」の値である。

		令和８／９年	
		下位値	上位値
令和８／９年需要見通し（精米）	①	621.1万精米トン	630.9万精米トン
令和８年産精米歩留り（見込み）	②注	89.4%	88.6%
令和８／９年需要見通し（玄米）	③＝①÷②	694.9万玄米トン	712.1万玄米トン

		令和９／10年	
		下位値	上位値
令和９／10年需要見通し（精米）	①	618.9万精米トン	628.7万精米トン
令和９年産精米歩留り（見込み）	②注	89.4%	88.6%
令和９／10年需要見通し（玄米）	③＝①÷②	692.5万玄米トン	709.6万玄米トン

注：令和８年産及び令和９年産精米歩留り（見込み）の下位値には、直近５年平均の値、上位値には、直近５年最小値の値を用いる。

表３　令和８／９年及び令和９／10年の需要見通し（推計値）

令和８／９年	玄米ベース	695万玄米トン～712万玄米トン
	精米ベース	621万精米トン～631万精米トン
令和９／10年	玄米ベース	693万玄米トン～710万玄米トン
	精米ベース	619万精米トン～629万精米トン

４　令和８年産及び令和９年産の主食用米等の生産量の見通し（推計値）

令和８年産主食用米等の生産量の見通し（玄米ベース）は、令和８年９月25日現在の予想収穫量（主食用）のうち、生産者ふるい目幅（1.85㎜、1.90㎜等）以上の予想収穫量の711万玄米トンに、生産者ふるい目幅未満のうち主食用への供給が見込まれる30万玄米トンを加えた741万玄米トンです。

また、令和９年産主食用米等の生産量の見通し（玄米ベース）は、３により算出した令和９／10年の需要見通し（推計値）の下位値である693万玄米トンと設定します。

生産量の見通し（精米ベース）は、精米歩留りの変動を考慮し、生産量の見通し（玄米ベース）に、想定される精米歩留りの直近５年最小値及び直近５年平均値を乗じて算出します。

結果は、表４のとおりとなります。

表４　令和８年産及び令和９年産の主食用米等の生産量の見通し（推計値）

令和8年産	玄米ベース	741万玄米トン
	精米ベース	656万精米トン～662万精米トン
令和9年産	玄米ベース	693万玄米トン
	精米ベース	614万精米トン～619万精米トン

５　令和８／９年及び令和９／10年の需給見通し

令和８／９年及び令和９／10年の需給見通しは、表５のとおりです。

⑴　令和８／９年の需給見通し

【玄米ベース】

①　供給量

ア　令和８年６月末の民間在庫量（確定値）は、243万玄米トンです。

イ　令和８年産主食用米等の生産量は、741万玄米トンです。

ウ　この結果、令和８／９年の主食用米等の供給量の合計の見通しは、983万玄米トンとなります。

②　需要量

令和８／９年の主食用米等の需要量の見通しは、695万玄米トンから712万玄米トンです。

③　政府備蓄米の買戻し

政府備蓄米の売渡し（全体で59万玄米トン）に係る備蓄水準の回復は、供給不足になる状況を避けつつ、適正水準に向けて着実に回復を図る観点から、令和９／10年以降も含め、今後、計画的に実施します。急激な需給変動を避けるとともに、政府備蓄米の年産構成の適正化を図る観点も踏まえ、令和７年産米21万玄米トンの買戻しを決定したところです。９／25現在の予想収穫量からは、供給量が十分に確保され追加的な買戻しが可能な需給環境が整いつつありますが、災害・長雨の影響を見極める必要があることを踏まえ、10／25現在の予想収穫量など、今後の需給状況等を見定めた上で、適正水準への回復を着実に進めていきます。買戻し条件付売渡しに係る追加的な買戻しを実施することにより、売渡者から買い戻すという義務を確実に履行していきますが、表５は、令和８年９月に決定した令和７年産米21万玄米トンの買戻しを踏まえた見通しについて示しています。

④　令和９年６月末の民間在庫量

令和９年６月末の民間在庫量は、①の供給量、②の需要量及び③の政府備蓄米の買戻しから算出して、250万玄米トンから267万玄米トンと見通されます。

【精米ベース】

①　供給量

ア　令和８年６月末の民間在庫量（確定値）は、215万精米トンです。

イ　令和８年産主食用米等の生産量は、656万精米トンから662万精米トンです。

ウ　この結果、令和８／９年の主食用米等の供給量の合計の見通しは、872万精米トンから878万精米トンとなります。

②　需要量

令和８／９年の主食用米等の需要量の見通しは、621万精米トンから631万精米トンです。

③　政府備蓄米の買戻し

表５は、令和８年９月に決定した令和７年産米21万玄米トンの買戻しを踏まえた見通しについて示しており、精米ベースは、19万精米トンです。

④　令和９年６月末の民間在庫量

令和９年６月末の民間在庫量は、①の供給量、②の需要量及び③の政府備蓄米の買戻しから算出して、222万精米トンから238万精米トンと見通されます。

⑵　令和９／10年の需給見通し

【玄米ベース】

①　供給量

ア　令和９年６月末の民間在庫量は、250万玄米トンから267万玄米トンと見通されます。

イ　令和９年産主食用米等の生産量は、693万玄米トンと設定します。

ウ　この結果、令和９／10年の主食用米等の供給量の合計の見通しは、943万玄米トンから960万玄米トンとなります。

②　需要量

令和９／10年の主食用米等の需要量の見通しは、693万玄米トンから710万玄米トンです。

③　令和10年６月末の民間在庫量

令和10年６月末の民間在庫量は、①の供給量及び②の需要量から算出して、233万玄米トンから267万玄米トンと見通されます。

【精米ベース】

①　供給量

ア　令和９年６月末の民間在庫量は、222万精米トンから238万精米トンと見通されます。

イ　令和９年産主食用米等の生産量は、614万精米トンから619万精米トンと設定します。

ウ　この結果、令和９／10年の主食用米等の供給量の合計の見通しは、836万精米トンから857万精米トンとなります。

②　需要量

令和９／10年の主食用米等の需要量の見通しは、619万精米トンから629万精米トンです。

③　令和10年６月末の民間在庫量

令和10年６月末の民間在庫量は、①の供給量及び②の需要量から算出して、207万精米トンから238万精米トンと見通されます。

表５　令和８／９年及び令和９／10年の主食用米等の需給見通し

			玄米ベース（万トン（玄米））	精米ベース（万トン（精米））
令和8／9年	令和８年６月末民間在庫量	A	243	215
	令和８年産主食用米等生産量	B＝C＋D	741	656～662
	うち生産者ふるい目幅以上	C	711	
	うち生産者ふるい目幅未満のうち、主食用米への供給見込量	D	30	
	令和８／９年主食用米等供給量計	E＝A＋B	983	872～878
	令和８／９年主食用米等需要量	F	695～712	621～631
	政府備蓄米の買戻し	G	21	19
	令和９年６月末民間在庫量	H＝E－F－G	250～267	222～238

			玄米ベース（万トン（玄米））	精米ベース（万トン（精米））
令和９／10年	令和９年６月末民間在庫量	H	250～267	222～238
	令和９年産主食用米等生産量	I	693	614～619
	令和９／10年主食用米等供給量計	Ｊ＝Ｈ＋Ｉ	943～960	836～857
	令和９／10年主食用米等需要量	K	693～710	619～629
	令和10年６月末民間在庫量	Ｌ＝Ｊ－Ｋ	233～267	207～238

注：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

事前契約による令和９年産備蓄米の政府買入れは21万玄米トンを予定します。これは、上記の令和９年産主食用米等生産量には含まれていません。

なお、備蓄運営の見直しを踏まえつつ、事前契約による政府買入れの数量上乗せなども含め、需給状況等を見定めて、食料安全保障の観点から、適正水準100万トン程度に向けて、計画的な回復を着実に進めていきます。

上記の見通しは、国内で生産された主食用米等の需給見通しであり、第４の２のＳＢＳ方式や枠外の民間輸入による輸入米は含まれません。

上記の需給の見通しについては、今後の生産量や需要量の変動の把握に努め、必要に応じて柔軟に見直していきます。

第３　米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項

１　備蓄運営の基本的な考え方

⑴　政府が行う備蓄については、米穀の供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することとされていることから、毎年６月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として、需給状況を踏まえつつ必要な数量の米穀を保有することとします。

備蓄運営手法については、平成23年度から棚上備蓄方式に移行しました。

棚上備蓄方式による備蓄運営の基本的な考え方は、

①　適正備蓄水準は100万トン程度（６月末）

②　国内産米を一定期間（５年間程度）備蓄

③　備蓄米の買入れは、出来秋の市場価格に影響を与えないよう事前契約によることを基本に、公正性・透明性を確保する観点から、一般競争入札により実施

また、「総合的なＴＰＰ等関連政策大綱」（平成29年11月24日ＴＰＰ等総合対策本部決定）に基づき、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（平成30年12月30日発効。以下「ＣＰＴＰＰ協定」という。）に基づく豪州に対する国別枠の輸入量に相当する量の買入れを行う（なお、当該買入れは、その前年の１月から12月までに豪州から実際に輸入した数量に相当する量の当年産米に係る事前契約により行うものとする。上記に即して備蓄運営が行われた場合の基本的な買入数量は、20万トンから21万トンまでの範囲となる。）。

④　備蓄米は、備蓄後に飼料用等の非主食用として販売

なお、加工原材料用販売（従来から販売している備蓄米のうち精米形態で保管する米穀の販売を除く。）については、前年産の加工原材料用の国内産米の供給量が大きく減少し、米加工品製造業者による当年産への切替えの前倒し及び第４のミニマム・アクセス米への代替が行われてもなお端境期の供給が不足すると認められる場合において、当年８月以降に行うものとする。

⑤　大凶作や連続する不作などにより、民間在庫が著しく低下するなどの米が不足する時における備蓄米の放出については、食料・農業・農村政策審議会食糧部会において、放出の必要性に関し、作柄、在庫量、市場の状況、消費動向、価格及び物価動向等について総合的な観点から議論を行い、これを踏まえて、農林水産大臣が備蓄米の放出等を決定

としています。

⑵　他方、毎年11月30日までに行う基本指針の見直し後、不作以外の災害等による緊急事態により、主食用米等の需給見通しに沿った「主食用米等供給量」の確保に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、その供給量の減少分を備蓄米により代替供給できることとします。

⑶　⑴の⑤の放出及び⑵の代替供給のほか、主食用米の円滑な流通に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、備蓄の円滑な運営を阻害しない範囲で、買受資格者に対する主食用としての備蓄米の売渡しを、政府が当該買受資格者から一定期間後（原則５年以内）に当該備蓄米と同等同量の国内産米の買入れを行うとの条件を付した上で、できることとします（買戻し条件付売渡し）。ただし、買受資格者が小売業者その他農産局長が定める者である場合においては、当該条件を付すことを要しないこととします。

⑷　なお、備蓄運営手法については、棚上備蓄方式による備蓄運営や、経営所得安定対策の実施状況など、今後の米穀の需給をめぐる状況を踏まえつつ、毎年検証を行い、適正かつ効率的な備蓄運営に向けて、今後とも必要な見直しを行うものとします。

２　令和８／９年及び令和９／10年の備蓄運営

令和８年産米の備蓄米としての買入契約数量は、21万玄米トンとなりました。

政府備蓄米の売渡し（全体で59万玄米トン）に係る備蓄水準の回復は、供給不足になる状況を避けつつ、適正水準に向けて着実に回復を図る観点から、令和９／10年以降も含め、今後、計画的に実施します。急激な需給変動を避けるとともに、政府備蓄米の年産構成の適正化を図る観点も踏まえ、令和７年産米21万玄米トンの買戻しを決定したところです。また、今後順次、第３の１⑴②の備蓄期間が経過している備蓄米を飼料用等の非主食用に販売します。９／25現在の予想収穫量からは、供給量が十分に確保され追加的な買戻しが可能な需給環境が整いつつありますが、災害・長雨の影響を見極める必要があることを踏まえ、10／25現在の予想収穫量など、今後の需給状況等を見定めた上で、適正水準への回復を着実に進めていきます。買戻し条件付売渡しに係る追加的な買戻しを実施することにより、売渡者から買い戻すという義務を確実に履行していきます。

また、令和９年産米の備蓄米としての買入れについては、21万玄米トンを予定します。なお、備蓄運営の見直しを踏まえつつ、事前契約による政府買入れの数量上乗せなども含め、需給状況等を見定めて、食料安全保障の観点から、適正水準100万トン程度に向けて、計画的な回復を着実に進めていきます。

こうした状況を踏まえつつ、着実な備蓄水準の回復に向け、今後の備蓄運営を適正かつ効率的に行います。

第４　米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項

我が国は、平成７年度からガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意に基づくミニマム・アクセス米の輸入を実施しており、この輸入は、「ガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に関する基本方針」（平成５年12月17日閣議了解）の趣旨を踏まえつつ行うこととしています。また、これに加えて、平成30年度からＣＰＴＰＰ協定に基づく輸入を実施しています。いずれの輸入に当たっても、輸出国の輸出余力、国際相場等を勘案しながら適切に行うこととしています。

１　令和７会計年度の輸入状況

令和７会計年度においては、令和７年３月の基本指針に基づき、ガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意に基づく77万玄米トン（うちＳＢＳ（売買同時契約）方式による輸入10万トン）及びＣＰＴＰＰ協定に基づく7,200トン（ＳＢＳ方式により運用する豪州に対する国別枠）の輸入を実施すべく、順次買付けを行いました。その結果、ガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意に基づく輸入について全量（うちＳＢＳ方式による輸入10万トン）を買い付けるとともに、ＣＰＴＰＰ協定に基づく輸入についても全量を買い付けました。

２　令和８会計年度の輸入方針

令和８会計年度の輸入予定数量は、ガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意に基づく輸入については、ＷＴＯ農業交渉において新たな合意ができるまではミニマム・アクセス数量は平成12年度の水準が維持されることから、年間77万玄米トンとし、そのうちＳＢＳ方式による輸入については、予定数量を年間10万トンとします。また、ＣＰＴＰＰ協定に基づく輸入については、ＳＢＳ方式により運用する豪州に対する国別枠として、予定数量を年間7,440トンとします。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第２７９号

福島県二本松市根崎一丁目118番地、住民票上の住所福島県郡山市中田町海老根字明神前79番地
債務者　遊佐　一治
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　雄介
4　破産債権の届出期間　令和８年12月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月１日午後３時
6　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第２８０号

福島県二本松市根崎一丁目118番地
債務者　遊佐　順子
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　雄介
4　破産債権の届出期間　令和８年12月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月１日午後３時
6　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第３４号

長野県飯田市千代1781番地505
債務者　榊山あかね
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川島　一慶
4　破産債権の届出期間　令和８年12月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月20日午前11時15分
6　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
長野地方裁判所飯田支部

令和８年（フ）第３８号

長野県下伊那郡高森町下市田1252番地１
債務者　下澤　一夫
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北原　慎司
4　破産債権の届出期間　令和８年12月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月10日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
長野地方裁判所飯田支部

令和８年（フ）第４０号

長野県飯田市伊豆木5687番地３
債務者　仙波　　豊（旧姓今村）
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北原　慎司
4　破産債権の届出期間　令和８年12月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月３日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
長野地方裁判所飯田支部

令和８年（フ）第４８号

長野県下伊那郡下條村陽皐6880番地
債務者　熊谷　寿明
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村松　将太
4　破産債権の届出期間　令和８年12月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月20日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
長野地方裁判所飯田支部

令和８年（フ）第５１号

長野県飯田市鼎上山3693番地５
債務者　松島　雅浩
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松澤　崇志
4　破産債権の届出期間　令和８年12月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月３日午前11時15分
6　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
長野地方裁判所飯田支部

令和８年（フ）第１６３７号

東京都昭島市郷地町３丁目10番６－305号
債務者　田巻　愛子
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅谷　貴子
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月13日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２０２９号

東京都小平市回田町148番地の６レオパレスジニア202号
債務者　福澤　寛大
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大山　晃平
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月14日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１９３８号

東京都八王子市長房町588番地長房アパート西11－215
債務者　岩瀬　千穂
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒川　香遥
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月15日午前11時15分
6　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第８０３号

川崎市中原区小杉町３丁目14番地４　レオパレスフィロソフィア　202
債務者　熊田　知優
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　種村　求
4　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月19日午後１時15分
6　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第１８３３号

東京都立川市曙町１丁目37番６号シティテラス立川N903
債務者　鈴木　恵津子
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今浦　　啓
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月19日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２４６号

神奈川県逗子市桜山９丁目５番19号
債務者　益子　陽平
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　　学
4　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月20日午前11時45分
6　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第６６８号

栃木県日光市瀬川40番地１　家族の家ひまわり日光212、前住所栃木県日光市小佐越490番地２
債務者　小田切ウシ子
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿久津　陽
4　破産債権の届出期間　令和８年12月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月22日午後２時20分
6　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２２０８号
神奈川県茅ヶ崎市円蔵２丁目15番13号
債務者　小澤　和子
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　　誠
4　破産債権の届出期間　令和８年12月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月28日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２６８８号
横浜市戸塚区下倉田町606番地　リサービア吉原202号、住民票上の住所横浜市戸塚区下倉田町175番地　エクシオ戸塚206号
債務者　佐藤　友紀
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長瀬　陽朗
4　破産債権の届出期間　令和８年12月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月28日午後２時20分
6　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４９号
神奈川県三浦市初声町下宮田651番地２
債務者　古川　幸子（旧姓小谷）
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤塚　泰弘
4　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月３日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和９年２月２日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第２０１３号
東京都日野市旭が丘４丁目７番地の５シティハイツ日野旭が丘２－218
債務者　矢部　幸一
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戸田　智彦
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月３日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年２月３日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２４７号
神奈川県横須賀市小矢部１丁目１番８号
債務者　佐藤みさ子
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　常磐　重雄
4　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月４日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年２月３日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第４２５号
静岡県浜松市中央区寺脇町869番地の２
債務者　西田　　徹
1　決定年月日時　令和８年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渥美　利之
4　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月９日午後４時
6　免責意見申述期間　令和９年２月９日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第１９３６号
埼玉県日高市大字下鹿山494番地こま川団地１街区２棟306号
債務者　林　　義勝
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鳥生　尚美
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月10日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年２月10日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１４３号
福岡市東区香椎駅東１丁目30番５－205号ヒルトップ香椎
債務者　比屋根勇樹
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　椿原　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８８０号
福岡市早良区昭代２丁目１番24－504号　リアン西新、前住所福岡市城南区神松寺３丁目１番43－206号　ｃａｓａｍｅｎｔｏ　ＢＡＣＩＮＯ
債務者　今西　綾美（旧姓深見）
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩橋　愛佳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９４９号
福岡市早良区昭代２丁目２番30－301号　グラン・ルーチェ西新
債務者　石田　早紀
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高嶺　　航
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９９７号
福岡市東区香椎照葉７丁目８番３－902号照葉オーシャンステージＷＥＳＴ棟
債務者　岩切　大征
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　勝野　幸成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午後３時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０１０号
福岡市東区松島４丁目１番44－802号　アーバン川嶋Ⅱ
債務者　兼光　幸子
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉松　　翔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後４時
5　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１１０号
福島県いわき市遠野町滝字内城63番地の15、従前の住所福島県いわき市田人町黒田字下川33番地の１
債務者　平子　沙織（旧姓蛭田）
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　弘和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第２０８４号
福岡市西区室見が丘２丁目16番７号
債務者　喜多川　諭
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　雄介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第６０６号
福岡県宗像市赤間１丁目１番43－112号、前住所福岡市博多区住吉２丁目16番28－501号　サヴィル・ロウ博多
債務者　吉田　翔平
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　瑛子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１１６６号
福岡県糟屋郡篠栗町中央３丁目４番６号
債務者　鳳崎　　薫
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鬼塚　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５５９号
福岡県那珂川市片縄西３丁目11番９号
債務者　中島　康貴
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　雄貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５８９号
福岡県那珂川市片縄北６丁目８番２号　ＷｉｎｄｅｒｍｅｒｅⅡ102号
債務者　山下康一朗
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　惠崎　優成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８２３号
福岡県太宰府市五条５丁目２番23号　リブピースフリー守201号
債務者　堤　　暁史
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田　真禎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８３１号
福岡市博多区東月隈５丁目22番６号　Ｂ26、前住所福岡市東区宮松３丁目17番６－203号　クレオ箱崎伍番館
債務者　山本真奈美
1　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　　悠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９６８号
福岡県糟屋郡篠栗町尾仲２丁目７番20号　ルミエール102号
債務者　伊勢田憲二
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　龍彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０２０号
福岡市南区三宅３丁目10番17号　サンアベニュー三宅206号
債務者　甲斐原睦子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大津　集平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前11時45分
5　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０７２号
福岡市博多区竹下１丁目15番40－403号　ラ・パルク・ステーション竹下公園通り
債務者　伊東　裕也
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日高　太一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８８号
群馬県桐生市広沢町３丁目4146番地の１　石原住宅
債務者　佐藤　　治
1　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　弓子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午後３時
5　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第２５１号
神奈川県横須賀市グリーンハイツ５番８－202号
債務者　猪俣千鶴子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　繁行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月24日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１８６０号
福岡市博多区東平尾１丁目14番13－305号　セレス空港東
債務者　石川　　萌
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江頭　太地
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９３６号
福岡県宗像市栄町15番地５　キャンパスアカマＢ－101号、前住所福岡県福津市日蒔野２丁目１番地の11　レシェンテ・ヴィラ福津601号室
債務者　篠﨑　祥三
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植村　敏彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０２７号
福岡市西区生の松原１丁目19番４－101号　ＶＥＧＡ生の松原
債務者　田川　貴光
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大津　集平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０４８号
福岡市早良区四箇田団地２番503号、前住所福岡市早良区荒江２丁目18番22－101号　大産荒江ビル
債務者　駒田組こと　駒田　樹春
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　弓　　幸子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０８１号
福岡市博多区堅粕３丁目１番５－502号　オリエントビルＮｏ．66ＧＵＡＲＡＮＴＥＥ21
債務者　野田　春太
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲家　淳彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１２３２号
仙台市太白区四郎丸字落合13番地の２　ＳＴＡＲＩＮ司204、従前の住所福島県福島市笹谷字中川69番地の１
債務者　佐々木卓也
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇部　雄介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前11時15分
5　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１８号
宮城県加美郡加美町字長檀10番地８
債務者　鎌田　　哲
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木康晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午後１時15分
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第１９９９号
札幌市中央区南５条西24丁目１番22―703号
債務者　齊藤　翔斗
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中澤　拓郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後２時
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４４号
福島県石川郡石川町字北町19番地
債務者　二瓶　一夫
1　決定年月日時　令和８年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯坐　聖史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月10日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

令和８年（フ）第４２９号
茨城県常陸太田市馬場町733番地の１　ガーデンコート101号
債務者　新井　幸宏
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植崎　明夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第１５２２号
大阪市生野区林寺２丁目１番21号
債務者　中川栄一こと　ＣＨＯＩ　ＹＯＵＮＧＧＵ　崔　　榮九
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金　　啓彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７３９号
大阪市西淀川区佃１丁目13番２号
債務者　佐藤　蓮華
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５６１３号
大阪市東淀川区菅原１丁目３番21号　ラフィーネナカノⅡ　310号
債務者　五十川将太
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永田　順子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後２時10分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８６号
鹿児島市慈眼寺町４番１号　ＣＯＮＳＯＬＡＴＡ・Ｍ505号
債務者　冨山　智弘
1　決定年月日時　令和８年11月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本翔太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第７８０号
福岡県遠賀郡岡垣町高陽台１丁目20番１―305号　グリーンハイツ竹井、前住所福岡県宗像市田熊４丁目８番18―203号
債務者　渡邊由紀子
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾崎健二郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第７８１号
福岡県遠賀郡岡垣町高陽台１丁目20番１―305号　グリーンハイツ竹井、前住所福岡県宗像市田熊４丁目８番18―203号
債務者　渡邊　隆斗
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾崎健二郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第９７号
長崎県大村市桜馬場２丁目542番地４　カルディアひかり405
債務者　外山　誠俊
1　決定年月日時　令和８年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牟田　伊宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和８年（フ）第３８９号
和歌山県紀の川市西井阪223番地
債務者　いろは２運転代行こと　山本盛太郎
1　決定年月日時　令和８年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芝野　友樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１１２号
福岡県行橋市南大橋４丁目２番３号　１Ｆ
債務者　永野　　徹
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　俊博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前11時10分
5　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第１２４号
茨城県取手市台宿二丁目27番28―706号
債務者　武市　克幸
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　直人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月18日午後１時45分
5　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第１８４６号
埼玉県志木市中宗岡二丁目19番50号
債務者　山崎　広志
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩﨑　　理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第２５７５号
横浜市鶴見区向井町３丁目73番地１　ヒラルソルデ仲地301
債務者　向井　啓二
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原藤　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５５４１号
大阪府摂津市一津屋１丁目13番５号
債務者　山本　純治
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　疋田　　優
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３号
岩手県久慈市栄町第31地割205番地２　米田アパート１号
債務者　澤川　淳一
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上山　信一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

令和８年（フ）第３９３号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木2664番地11　エテルノA102号
債務者　永野　政徳
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米山　佳宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午後１時45分
5　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１９９号
鹿児島市宇宿１丁目26番16号　ハイツ中村301号
債務者　小田　博孝
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前原友紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第２０９７号
札幌市白石区菊水３条４丁目１番40―305号
債務者　江川　　瑛
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤伸一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６２４号
埼玉県川口市並木１丁目26番38―605号　青木南住宅
債務者　熊木　秀与
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　基哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午後２時
5　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１８０８号
さいたま市浦和区瀬ヶ崎３丁目１番14号　１―302
債務者　上坂　直子
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　味佐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午前11時10分
5　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第５７６号
京都市山科区椥辻番所ケ口町147番地　リバーサイド椥辻105
債務者　グレアデザインこと山村憲吾こと　呉憲吾
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米田雄一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１０２９号
京都市下京区小坂町17番地15
債務者　安江　俊満
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斎藤　浩幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１０７３号
京都府宇治市槇島町本屋敷40番地の１　グリーンタウン槇島203棟305号、前住所京都府宇治市小倉町南浦30番地の33
債務者　小西　英雅
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大澤　武史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第２５３１号
横浜市南区榎町２丁目38番地１　ＭＡＸＩＶ横浜南404
債務者　畠平　清人
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡部　　葵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７３号
三重県員弁郡東員町大字鳥取634番地９
債務者　小西　幸代
1　決定年月日時　令和８年11月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　粟原　雅斗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月５日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第２６２号
奈良県香芝市鎌田488番地１　ハイグレース205号
債務者　藤原　孝文
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市ノ木山朋矩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月８日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月25日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第１８４０号
埼玉県戸田市川岸２丁目５番25―201号
債務者　西川　成弥
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　友香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月10日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４０３号
岐阜県関市下有知3441番地２
債務者　山田　昌子
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長屋　裕司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午前10時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月29日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第８８号
石川県小松市松生町253番地
債務者　Ｆｌｏｗｅｒ　Ｃｈｉｌｄｒｅｎ　こと　Ｔｗｉｎｋｌｅ　Ｓｔａｒこと　北口　真弥
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保田康宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年２月１日まで
金沢地方裁判所小松支部

令和８年（フ）第１２４号
岐阜県大垣市平町708番地５、前住所岐阜県大垣市墨俣町上宿622番地１　メルベーユかみじゅく　A102
債務者　清水　　愛
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柳瀬　芳仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和９年２月１日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第９０号
佐賀県唐津市七山白木８番地、前住所東京都板橋区高島平８丁目14番３―704号
債務者　盛田　　慶
1　決定年月日時　令和８年11月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田坂　　茜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和９年２月１日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

令和７年（フ）第１２２９号
京都市西京区下津林南大般若町９番地　プランドールワン　301
債務者　辻村　昌美
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三島　祥悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月17日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年２月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第５１８号
相模原市中央区緑が丘１丁目25番16号
債務者　本山　瑠河
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小谷　　馨
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年２月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第５７号
岩手県奥州市水沢姉体町字水ノ口前84番地
債務者　西原　翔太
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

令和８年（フ）第１０２７号
仙台市太白区八木山松波町18番３号　ティエラ松波102
債務者　渡邊かおり
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１１５号
仙台市宮城野区小田原１丁目４番26―302号
債務者　内海　広子
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１６８号
仙台市青葉区旭ケ丘３丁目11番３―205号
債務者　四方　菜央
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第２８号
宮城県気仙沼市内の脇一丁目10番１号　市営内の脇住宅１―403
債務者　菊池　　純
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

令和８年（フ）第７７号
秋田県山本郡三種町川尻字安戸六前谷地43番地
債務者　田中　克憲
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
秋田地方裁判所能代支部

令和８年（フ）第５１号
秋田県大館市釈迦内字山神台13番地１　サクラコーポ１号
債務者　神　　佑太
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
秋田地方裁判所大館支部

令和８年（フ）第６６号
秋田県湯沢市上院内字釜ノ上176番地
債務者　伊藤美也子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
秋田地方裁判所横手支部

令和８年（フ）第７１号
山形県鶴岡市道形町13番４号
債務者　佐藤　洋久
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

令和８年（フ）第１８７号
福島市中町１番12号サンライズ中町ビルＡ棟1002号室
債務者　橘　　直美
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福島地方裁判所

令和８年（フ）第２０３号
福島県伊達市月舘町糠田字上ノ内28番地、従前の住所栃木県宇都宮市御幸町92番地17レオパレスポワールみゆきⅡ102号室
債務者　桑島　　淳
1　決定年月日時　令和８年11月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福島地方裁判所

令和８年（フ）第３１号
福島県南相馬市原町区国見町一丁目15番地の６　夜ノ森パークサイドテラス北棟103号
債務者　澤田　愛美（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福島地方裁判所相馬支部

令和８年（フ）第３５号
福島県相馬市馬場野字福迫283番地
債務者　大迫　哲也
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福島地方裁判所相馬支部

令和８年（フ）第３７号
福島県南相馬市原町区中太田字天狗田120番地の25
債務者　吉元　一人
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福島地方裁判所相馬支部

令和８年（フ）第１２１号
茨城県高萩市本町三丁目135番地　東陽ハイツＢ―103
債務者　鈴木　年夫
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第１３６号
茨城県日立市田尻町４丁目33番６―501号
債務者　石井すい子
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第５１３号
新潟市秋葉区車場３丁目25番10号
債務者　渡辺　　修
1　決定年月日時　令和８年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第９２号
新潟県燕市杣木1772番地１　ＳＥＮＳＥ．202号
債務者　増田優衣菜
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
新潟地方裁判所三条支部

令和８年（フ）第２９３号
山梨県甲府市山宮町1182番地　小林住宅
債務者　飯田　秀夫
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３３０号
岐阜県瑞穂市牛牧934番地５　Ｋ’ｓマンション　102号
債務者　棚瀬　裕之
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第３７０号
岐阜市東鶉３丁目84番地(カームシティＮｏ．１　102)、前住所岐阜市蔵前３丁目20番11―203号（岸野レジデンス）
債務者　石川　健一
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第４０２号
岐阜市多賀町２番地４（シャトレーゼ　202号室）
債務者　杉山　陽一
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第４１２号
岐阜県本巣郡北方町北方1857番地　Ｓ４―201、前住所岐阜県本巣郡北方町高屋伊勢田１丁目10番地の２　プロシードざいまん103号
債務者　金村　正浩こと　金　　正浩
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第４２６号
岐阜県各務原市那加吾妻町45番地（コーポＨＩＲＡＩ　２Ｆ）
債務者　吉岡　華鈴
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第４３７号
岐阜県羽島市福寿町間島５丁目32番地
債務者　淺野さゆり
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第４２２号
静岡市駿河区下川原４丁目２―15　コンシェール川原Ａ棟205、住民票上の住所静岡市駿河区大谷942番地の１
債務者　山下　裕貴
1　決定年月日時　令和８年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６３５号
静岡市駿河区登呂５丁目２番16号
債務者　上田幸子ことウエダ　サブリナ　サチコ（ＵＥＤＡ　ＳＡＢＲＩＮＡ　ＳＡＴＩＫＯ）
1　決定年月日時　令和８年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６３８号
静岡県焼津市飯淵1076番地　レオパレスルポアベイユＫ210
債務者　山本　健一
1　決定年月日時　令和８年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６４３号
静岡市葵区瀬名川２丁目31番13―202号
債務者　藤原　雄太
1　決定年月日時　令和８年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２５８号
アメリカ合衆国ハワイ州ホノルル市ピイコイストリート725　1203号室、住民票上の住所三重県鈴鹿市十宮三丁目10番３号
債務者　鈴木　厚子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２７９号
三重県四日市市曙二丁目１番３―206号　ワイズタウン
債務者　森　登紀子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第２０２号
滋賀県近江八幡市中村町36番地１（205号）
債務者　渡辺　詩音
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第４１号
京都府亀岡市北河原町１丁目５番27―106号、前住所京都府亀岡市篠町馬堀広道８番地の１
債務者　池本　郁子
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

令和８年（フ）第１６４号
兵庫県伊丹市荒牧５丁目16番26―403号
債務者　坪内　和也
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第１８０号
兵庫県伊丹市池尻７丁目95番地９
債務者　Ｃｕｔｔｅ　Ｌｉｎｅこと　上江洲浩美
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第２０３号
兵庫県川西市中央町14番４号　201
債務者　齊藤　　毅
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第２３８号
兵庫県伊丹市北本町２丁目60番地
債務者　斗々亜紀子
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第２３９号
兵庫県川西市清和台東２丁目１番地の５210
債務者　西村　芳治
１　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第２５５号
奈良県大和高田市大中南町４番54―501号　ルミエール壱番館
債務者　田中　光吉
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第２９３号
香川県小豆郡土庄町大部甲1914番地１
債務者　森本　智可（旧姓夕永）
１　決定年月日時　令和８年11月４日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２９７号
香川県高松市仏生山町甲616番地１、住民票上の住所香川県高松市東山崎町364番地15
債務者　瀧下　　恵
１　決定年月日時　令和８年11月４日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１２４号
香川県仲多度郡まんのう町岸上809番地２、前住所岡山県岡山市北区撫川1320番地１ハイデンス岡山201
債務者　松良　尚哉
１　決定年月日時　令和８年11月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第１３６号
香川県丸亀市柞原町305番地２
債務者　大崎　正弘
１　決定年月日時　令和８年11月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第１３７号
香川県丸亀市西平山町55番地ロータリーマンション丸亀105号
債務者　松岡　訓広
１　決定年月日時　令和８年11月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
高松地方裁判所丸亀支部

令和７年（フ）第３９６号
愛媛県松山市天山３丁目１番13号　天山運輸ビル301号、住民票上の住所愛媛県松山市室町２丁目３番２号　グランベールＶ　302号
債務者　野間　　希
１　決定年月日時　令和８年11月４日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３３３号
愛媛県松山市浄瑠璃町甲911番地６
債務者　松田　賢一
１　決定年月日時　令和８年11月４日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３０９号
高知市旭町１丁目83番地１　岸本アパート１Ｆ西
債務者　川上　晴水
１　決定年月日時　令和８年11月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３１０号
高知市旭町１丁目83番地１　岸本アパート１Ｆ東
債務者　川上　信幸
１　決定年月日時　令和８年11月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３００号
福岡県久留米市白山町186番地15、前住所大阪府大阪市浪速区大国１丁目７番16―404号
債務者　松尾　潤志
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第４５６号
宮崎市清武町加納４丁目39番地　アイシンコーポ加納301号
債務者　隈元奈々海（旧姓野村）
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４６９号
宮崎県児湯郡都農町大字川北17430番地１　あけぼの団地57―２―302
債務者　黒木　春代
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４３９号
鹿児島市皇徳寺台５丁目１番12―26号
債務者　用貝　健治
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４５１号
鹿児島市大明丘１丁目４番５号
債務者　横原　聖也
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４６１号
鹿児島市宇宿３丁目56番11号　アクアビル305号
債務者　上四元　太
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４６２号
鹿児島市宇宿３丁目56番11号　アクアビル305号
債務者　上四元政子
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４９６号
鹿児島市田上１丁目24番20号　Ｙ’ｓ　ＢＬＤ．20　203号
債務者　大迫久美子
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第１２７号
鹿児島県霧島市国分中央六丁目11番12―３号四方田団地
債務者　那須　聖智
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第３２８号
沖縄県うるま市字赤道972番地51　ＪＫ赤道ハイツ510
債務者　島袋　弘哉
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第３１号
沖縄県宮古島市平良字西里1444番地５　我如古マンションⅠ―Ｂ　103号室
債務者　前里　孝雄
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
那覇地方裁判所平良支部

令和８年（フ）第８９号
岩手県西磐井郡平泉町長島字山王23番地
債務者　千葉　賢一
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
盛岡地方裁判所一関支部

令和８年（フ）第９２号
岩手県一関市南町６番25号　１号
債務者　内藤　洋章
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
盛岡地方裁判所一関支部

令和８年（フ）第９３号
岩手県大船渡市盛町字みどり町13番地５　県営住宅２号棟607号室
債務者　村上　博貴
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
盛岡地方裁判所一関支部

令和８年（フ）第１６５９号
東京都八王子市下柚木３丁目1057番地９Ｒａｓ　Ｓｈａｍｒａ102号
債務者　曽根　悠貴
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１９８２号
東京都八王子市長房町588番地長房アパート西26―404
債務者　半沢由美子
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１９９７号
東京都西東京市新町５丁目11番12号メゾン・ド・ネイビー101号
債務者　今井　信江
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２３４４号
横浜市戸塚区上倉田町1292番地　プリオル大仁103号
債務者　仲田　達紀
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４２１号
横浜市旭区東希望が丘222番地18　パッションハイツ201
債務者　児玉　友樹
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４４８号
神奈川県藤沢市白旗４丁目12番61号　ベルピア藤沢善行第４　101号室
債務者　戸田　葉子
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２５６６号
神奈川県海老名市東柏ケ谷４丁目２番２―304号
債務者　宮沢　育恵
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２５９９号
神奈川県茅ヶ崎市浜竹３丁目５番16号　小倉方、住民票上の住所神奈川県茅ヶ崎市浜竹１丁目11番48号　ジュネス茅ヶ崎102
債務者　倉石由希絵
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１１１９号
京都市右京区梅津北浦町１番地５　メゾンこやま北棟　401
債務者　尾﨑美登里
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第４７号
京都府福知山市字天田72番地
債務者　松岡　正明（旧姓上原）
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

令和８年（フ）第４８号
京都府福知山市字天田72番地
債務者　松岡　由美（旧姓上原）
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

令和８年（フ）第１０４７号
広島市中区舟入幸町16番16―203号
債務者　佐々木　緑
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１１５号
広島県山県郡北広島町蔵迫1398番地　（仁愛園）
債務者　日野森博枝
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１５１号
広島県安芸郡府中町山田２丁目５番13―302号
債務者　河野　　誠
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２５０号
福島県郡山市安積二丁目369番地の３　グランベリー208号
債務者　坪井有羽美
1　決定年月日時　令和８年11月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第１１１０号
広島市中区土橋町６番16―404号
債務者　白尾須賀子
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１３６号
広島市東区戸坂出江１丁目１番21―301号
債務者　縫部　正弘
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１５０号
広島市佐伯区五日市１丁目１番３―204号
債務者　林　由美子
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３４号
栃木県足利市五十部町800番地
債務者　小島れい子
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第１３５号
栃木県足利市朝倉町２丁目11番地11
債務者　嶋田　紀江
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第５８９号
愛知県知多市清水が丘２丁目1701番地の２
債務者　藤原ひかる（旧姓　桑原）
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１３１号
宮城県遠田郡美里町字桜木町197番地３　米倉貸家Ａ棟
債務者　千葉　美咲
１　決定年月日時　令和８年11月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第２８号
岐阜県可児市土田3702番地
債務者　佐橋志津香
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

令和８年（フ）第４０号
岐阜県加茂郡八百津町八百津8207番地１、前住所大阪府和泉市鍛冶屋町69番地の３（101）
債務者　尾方　眞人
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

令和８年（フ）第４２１号
静岡県浜松市浜名区於呂875番地の３　なごみの杜
債務者　槇岡千代子
１　決定年月日時　令和８年11月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第４２８号
静岡県磐田市上野部1940番地８　プラムツリーＣ号室、前住所静岡県磐田市掛下325番地４
債務者　永井　レイラこと　ワカヤマ　ナガイ　レイラ（ＷＡＫＡＹＡＭＡ　ＮＡＧＡＩ　ＬＥＩＬＡ）
１　決定年月日時　令和８年11月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第４２９号
静岡県磐田市上野部1940番地８　プラムツリーＣ、前住所静岡県磐田市掛下325番地４
債務者　城　かおりこと　ジョウ　タカヤマ　ダニエラ　カオリ（ＪＯ　ＴＡＫＡＹＡＭＡ　ＤＡＮＩＥＬＡ　ＫＡＯＲＩ）
１　決定年月日時　令和８年11月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第１６７５号
大阪府守口市菊水通２丁目１番13号
債務者　富本健二こと　許　　赫
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１９８１号
大阪府守口市八雲東町２丁目24番２－Ａ102号
債務者　岡田　裕司
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１１１号
大阪市平野区平野元町10番38―212号
債務者　ｃｌｅａ　Ｖ　ｔｕｂｅｒこと　久斗　佑気
１　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１５９号
大阪府摂津市鳥飼野々１丁目24番13―302号、前住所大阪府摂津市新在家１丁目19番16―12号
債務者　寺西　和彦
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１９０号
大阪府守口市金田町２丁目２番６―102号
債務者　金谷　光浩
１　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２１４号
大阪府豊中市上津島２丁目18番13号
債務者　萩原　美恵
１　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２４３号
大阪府守口市金田町２丁目２番６―102号
債務者　金谷真由美
１　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２６４号
大阪府四條畷市岡山東３丁目５番26号　クィーンズヒルＢ　101
債務者　北川　香帆
１　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２８６号
大阪市生野区生野東２丁目１番26号　ハイツ花岡　202号、前住所大阪市生野区勝山北２丁目８番21号
債務者　榮　　彩花
１　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２９６号
大阪府豊中市北桜塚３丁目８番30―303号
債務者　平田　轄典
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２９７号
大阪府豊中市北桜塚３丁目８番30―303号
債務者　平田　律子
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３０４号
大阪府豊中市曽根西町３丁目４番13―108号
債務者　安永　　茜
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４１０号
大阪市東淀川区下新庄４丁目４番14号　ブリランテ１番館　401号
債務者　正木　里奈
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４１８号
大阪市天王寺区北河堀町９番19号　オリエントシティ天王寺403号
債務者　ＹＡＮＧ　ＪＵＮＧ　ＮＡＭ　梁　正男
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４７７号
大阪市生野区中川西１丁目９番12号、前住所広島市南区東雲１丁目10番25号
債務者　伊藤　　誠
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５３６号
大阪府東大阪市西石切町２丁目８番31号　リバティハウス　403
債務者　森芳　範子
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５６０６号
大阪府八尾市緑ヶ丘５丁目68番地の３　ビスタ緑ヶ丘202号
債務者　松本　未貴
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５６２３号
大阪府茨木市畑田町17番21号　リバーコーポラス　407号
債務者　歸坂亜寿香
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５６２７号
大阪市城東区今福東３丁目12番22号　ニューハイツ川端　101号
債務者　長谷　正大
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５６５５号
大阪市浪速区恵美須西３丁目61番地２　マンションぐっど６階609号室、住民票上の住所大阪市浪速区恵美須東２丁目９番８―401号
債務者　岩本　　茂
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５６８１号
大阪市西成区天下茶屋北１丁目３番19号
債務者　稲生　英治
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５６８６号
大阪府枚方市渚南町44番13―202号
債務者　三橋亜里紗（旧姓岡田）
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５６８９号
大阪市此花区伝法４丁目６番９号　山中　方
債務者　藤井　笑子
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５７７０号
大阪市福島区吉野５丁目13番23―301号
債務者　奥本　剛史
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５７８５号
大阪府東大阪市花園東町１丁目13番21号　カホルール花園　202号
債務者　水野　裕美
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５７９３号
大阪府交野市私部４丁目57番15号
債務者　松井　　恵
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５８０４号
大阪府池田市桃園１丁目２番９号　静和荘
債務者　奥田　加也
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５８３９号
大阪府茨木市上野町18番10号
債務者　藏谷　直樹
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５８５４号
大阪市西淀川区出来島１丁目８番21号　ピア西淀川Ｃ棟　301号室
債務者　安藤　智春
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５８６９号
大阪府東大阪市玉串町東１丁目11番３－908号
債務者　児嶋真由美
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第８５１号
神戸市兵庫区上沢通４丁目１番18―305号
債務者　窪田　真季
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９４８号
神戸市灘区船寺通６丁目１番21―502号
債務者　高井　　覚
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９９３号
神戸市垂水区桃山台４丁目８番地の８　グリーン桃山台Ｂ―203号、従前の住所兵庫県尼崎市武庫町２丁目８番12号　プラシード武庫町101
債務者　竹原　誠也
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６９号
熊本県八代市麦島西町８号17番地（101）ファーストステージ
債務者　片山日向子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
熊本地方裁判所八代支部

令和８年（フ）第２６４８号
横浜市青葉区新石川３丁目５番地１　パールモアたまプラーザ101
債務者　太田　　実
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２８６号
青森市橋本３丁目10番17号
債務者　田村　　潤
1　決定年月日時　令和８年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２９９号
青森県むつ市大畑町上野96番地181
債務者　石橋　麗子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３０１号
青森市千刈３丁目21番11号　サンビレッジ千刈101号
債務者　稲見　吉高
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１３５号
青森県弘前市大字田園一丁目９番地７　メゾンコージⅡ―207号、旧住所青森県弘前市大字末広五丁目４番地31　サイレントパークＢ―203号
債務者　三上　捺輝
1　決定年月日時　令和８年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
青森地方裁判所弘前支部

令和８年（フ）第３００号
神奈川県秦野市渋沢２丁目11番17号　コーポサカタ　202号
債務者　佐々木昭仁
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３０１号
神奈川県秦野市渋沢２丁目11番17号　コーポサカタ　202号
債務者　佐々木紗夜香
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

破産手続廃止

令和５年（フ）第６０３９号
東京都新宿区高田馬場４丁目40番11号　ユニゾ高田馬場看山ビル10Ｆ
破産者　株式会社ＡｓｕＧａｔｅ
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第５１０９号
東京都江戸川区中央４丁目５―28　新開荘
破産者　堀　　隆紀
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３３９３号
東京都杉並区大宮１―14―９―103、商業登記簿上の本店所在地東京都中野区南台３丁目24番３号　山口ビル
破産者　株式会社イミング
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３３９４号
東京都板橋区大谷口北町53―５
破産者　山口　申治
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第４１１９号
東京都千代田区紀尾井町３番29号
破産者　功コーポレーション株式会社
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７０４１号
東京都品川区東大井５丁目４番10号
破産者　株式会社Ｇｒｅａｔ　Ｂｕｄｄｉｅｓ
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７０４２号
東京都墨田区立川１―18―６―201、住民票上の住所東京都中央区日本橋小網町３―12―504
破産者　川上　雄樹
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７６４１号
東京都八王子市石川町2975番地の４
破産者　有限会社東京エンジニアリング
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７６４２号
東京都日野市多摩平２丁目10―６―103、開始決定時の住所東京都八王子市石川町2975―４
破産者　向井　実則
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７６９２号
東京都港区六本木２丁目４番９号　９Ｆ
破産者　株式会社ＹＯＮＥ　ＭＡＲＩＮ
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８２４２号
東京都大田区矢口２丁目17―９―103、開始決定時の住所東京都大田区西蒲田２丁目11―９―201
破産者　佐粧　順子
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第８６号
東京都板橋区高島平７丁目３―４―301
破産者　尾島　英雄
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第９５７号
東京都新宿区新宿５丁目３番７号　ＡＸＩＳ新宿301
破産者　ＧＲＯＳ　ＴＯＫＹＯ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ株式会社
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第９５８号
東京都新宿区新宿２丁目４番９号　中江ビル502
破産者　株式会社ＯＦＴＯＮ
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第９５９号
東京都新宿区新宿５丁目３―７―301
破産者　金井　大輔
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１２０３号
東京都台東区上野５丁目23番11号４階
破産者　ホームメンテナンス株式会社
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２３４１号
東京都中央区銀座１丁目22番11号
破産者　Ａ―ｃｉｔ株式会社
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２３４２号
代替住所Ａ（旧住所　東京都港区台場１丁目１―２―2410）
破産者　大塚　洋輝
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３２５４号
東京都荒川区東日暮里６丁目14番３号
破産者　株式会社プリモ
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３２５５号
東京都荒川区東日暮里６丁目36番９号
破産者　株式会社ピーティーエム
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３２５６号
東京都文京区本駒込６丁目13―10―204
破産者　元丸　貴士
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３２７４号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字杉戸853―１―１―610
破産者　松木　義則
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３３２４号
東京都千代田区三番町５―10―1201
破産者　許　　恩瑾
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３６２３号
東京都中野区野方２丁目56－６　ソル・レヴェンテ高円寺Ⅰ　302
破産者　松田　寛士
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３９０５号
東京都足立区扇３丁目24―13―203
破産者　前山　秀人
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４３４１号
東京都練馬区光が丘５丁目２番５－811号、商業登記簿上の本店所在地東京都杉並区高円寺北２丁目３番19号
破産者　株式会社フラップ・ウィング
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４３４２号
東京都練馬区光が丘５丁目２－５－811
破産者　高木　弘美
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４６５４号
東京都調布市多摩川６丁目33－１－325
破産者　金子　裕香
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４７６１号
東京都板橋区上板橋３丁目21－１－203
破産者　池内信一郎
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５１４５号
東京都墨田区本所１丁目33―11―1202
破産者　大山　優一
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２６４号
東京都杉並区阿佐谷北５丁目47番11号
破産者　リフターズ株式会社
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２６５号
埼玉県越谷市大字長島193
破産者　中島　直之
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２８７号
東京都世田谷区三軒茶屋２丁目14番10号
破産者　Ｓ・Ｋ・Ａドリーム株式会社
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３７２号
東京都江東区大島６丁目15番１号　ノーザンスクエア115
破産者　株式会社ユーシン
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４０６号
東京都練馬区中村南３丁目24番11号　ウィステリアヒルズナカムラ202号
破産者　株式会社坂口建装
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４０７号
東京都練馬区中村南３丁目24―11―202
破産者　坂口　将人
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４５０号
東京都北区赤羽３丁目２番１－101号
破産者　株式会社鈴木屋
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４５６号
東京都調布市布田２丁目18番地６
破産者　株式会社エンヤ
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４５７号
東京都中野区南台２丁目５－11―404
破産者　坂本　満徳
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５２６号
東京都港区新橋４丁目19番４号
破産者　有限会社ネクストトライ
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５２７号
神奈川県川崎市中原区上小田中７丁目14―20―301
破産者　佐藤　幸夫
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５４２号
東京都中央区佃３丁目４番14―201号
破産者　株式会社勝栄商事
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６２３号
東京都大田区東糀谷４丁目７番40号
破産者　有限会社ジャスト
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６２４号
神奈川県横浜市栄区公田町740　29棟103号
破産者　原田　幸二
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６２７号
埼玉県さいたま市見沼区大和田町２丁目980番地１
破産者　株式会社ＴＭＫ
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６２８号
埼玉県さいたま市見沼区大和田町２丁目980―１
破産者　今野　智仁
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６４３号
東京都目黒区平町２丁目15―５
破産者　佐野　幸義
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６５８号
東京都北区滝野川７―２―２　板橋駅前ビル202号
破産者　株式会社ＪＴＨ
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６５９号
東京都北区滝野川７丁目33―12―201
破産者　平松　健一
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７７４号
東京都世田谷区瀬田５丁目11番５号
破産者　株式会社セシルクロー
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７７５号
埼玉県ふじみ野市上福岡１丁目９―29―103
破産者　松崎　礼幸
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８１２号
東京都江戸川区中央３丁目７―10　グラニット中川４Ａ
破産者　齋藤　冬樹
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０９０号
東京都豊島区東池袋２丁目38―19―303
破産者　小園　あん
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２７４号
東京都立川市一番町６丁目８－１　立川一番町東　36棟104号
破産者　大林　三展
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２７５号
東京都立川市一番町６丁目８－１　立川一番町東　36棟104号
破産者　大林　優子
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２７９号
東京都板橋区徳丸４丁目36―12―201
破産者　三室　智秀
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２８２号
東京都世田谷区豪徳寺１丁目23―21　ハイムアペル３　207
破産者　安藤香納枝
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２８５号
東京都港区芝３丁目２―11―1108
破産者　平原　海人
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２８７号
東京都墨田区立川４丁目２―13―604
破産者　青木　一馬
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２８８号
東京都杉並区和田３丁目３―11―103
破産者　三野左希子
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３００号
東京都荒川区南千住３丁目41―６―214
破産者　中島　　久
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３０１号
東京都荒川区南千住３丁目41―６―214
破産者　マツウラ　ロウエナ　ドロソ
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３２９号
東京都練馬区上石神井２丁目36―８―101
破産者　廣川　拓也
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３３４号
東京都江東区猿江１丁目12―１―604
破産者　森近　　徹
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３３７号
東京都大田区西蒲田１丁目14―19　クレイン１　203
破産者　佐々木英幸
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３６０号
東京都八王子市南大沢２丁目206―８―302
破産者　鈴木　洋介
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３６６号
東京都福生市大字福生867―14―203
破産者　上浦　稔永
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３９３号
東京都江戸川区船堀７丁目３－５－103
破産者　市川　小百合
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４２０号
東京都新宿区高田馬場３丁目９－10－102
破産者　辻　雄介
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４４２号
東京都荒川区荒川５丁目51－８－403
破産者　高田　俊樹
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２４０６号
滋賀県大津市松が丘２丁目８－６
破産者　瀬川安紀子
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第６９３２号
東京都中央区日本橋馬喰町１丁目11－７－1404
破産者　中川　貴行
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３５２号
東京都港区南麻布３丁目20番１号　Ｄａｉｗａ麻布テラス５階
破産者　デジタル・ウィル株式会社
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２４７１号
埼玉県草加市栄町３丁目14－12
破産者　綠川　裕一
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２９１１号
東京都葛飾区堀切３丁目28－11－201
破産者　大輪由紀子
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３３９３号
東京都世田谷区池尻４丁目27－32－1201
破産者　梅田　真希
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３５２４号
東京都練馬区貫井４丁目20－６　郷間様方
破産者　冨田　一幸
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３６４４号
東京都新宿区北新宿３丁目２－１－1002
破産者　工藤沙弥華
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３７２４号
東京都葛飾区立石７丁目４－13－501
破産者　及川　龍世
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３７２６号
東京都新宿区下宮比町２－28－516
破産者　株式会社ナーヴィス
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３７２７号
東京都新宿区下宮比町２－28－516
破産者　岡崎　識義
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３７４５号
東京都足立区舎人６丁目12－５－201
破産者　小林　義典
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４００３号
東京都足立区加賀２丁目26－11－502
破産者　澤田　一宏
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４０５３号
東京都大田区大森南２丁目13－１－306
破産者　濱田　寛子
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４１５５号
東京都足立区西保木間３丁目16－18－1407
破産者　岡田　初之
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４２２２号
東京都新宿区西新宿３丁目14－10－304
破産者　吉田友香里
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４３３０号
東京都品川区大崎４丁目２－52－203
破産者　吉尾　康秀
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４３３１号
東京都品川区大崎４丁目２－52－203
破産者　吉尾　真帆
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４３３６号
埼玉県川口市東領家５丁目18番16号
破産者　株式会社ワイドパッケージ
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４７３１号
東京都調布市若葉町２丁目14－５－102
破産者　藤田　雅也
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５２８号
東京都世田谷区船橋７―17―２―206
破産者　スターポケット合同会社
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５２９号
東京都世田谷区喜多見９丁目４―７―305
破産者　飛田雄一郎
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５８２号
東京都杉並区井草２丁目18番６号　スペランツァ杉並３階
破産者　ナチュラルエフェクト合同会社
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５８３号
東京都杉並区井草２丁目18―６―301
破産者　岩澤　陽子
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５８４号
東京都大田区西蒲田４丁目29番11―502号
破産者　アストライオス合同会社
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６９０号
東京都台東区東上野１丁目８番２号　オーイズミ東上野ビル東館９Ｆ
破産者　株式会社ＪＡＭソリューション
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７６５号
東京都渋谷区神宮前３丁目31番14号　88．ＪＩＮＧＵＭＡＥ102号室
破産者　株式会社ＥＬＴＥ
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７６６号
東京都渋谷区千駄ヶ谷４丁目６―８―306
破産者　藤井　庄吾
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７６９号
東京都足立区中川１丁目20―３―304
破産者　美坐　香菜
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７８２号
東京都板橋区上板橋１丁目24番５号　ベイ21・301
破産者　株式会社グレートワン
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７８３号
東京都練馬区氷川台２丁目５―14　ホワイトハウス25　201
破産者　ササキ　リバティー　ブランテ
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８９８号
東京都豊島区池袋３丁目９―21　トーキョーベータ　要町５　209
破産者　田仲　由敬
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９３７号
東京都大田区山王１丁目12―２　ハーモニーレジデンス大森山王　ＴＨＥ　ＧＡＲＤＥＮ　Ｂ101
破産者　賀内　未琴
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９７６号
東京都世田谷区赤堤１丁目３―23　母子生活支援施設かわだ316
破産者　呉　　桐叶
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０４８号
東京都大田区上池台１丁目10―５―402
破産者　平良　雅臣
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０７９号
東京都葛飾区堀切７丁目32―４―309
破産者　野田　　隆
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０８１号
東京都江東区北砂１丁目11―１―303
破産者　大塚阿由子
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１９３号
東京都世田谷区桜３丁目10―13―101
破産者　柴田　唯奈
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１９５号
東京都世田谷区千歳台４丁目30―４―405
破産者　藤木　志保
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２０５号
東京都世田谷区南烏山４丁目22―20―205
破産者　木村　紫乃
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２１２号
東京都世田谷区経堂４丁目36―12―101
破産者　谷口　　豊（旧姓長谷川）
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２１４号
東京都大田区池上５丁目７―５―302
破産者　作山　泰貴
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２２４号
東京都江戸川区北小岩６丁目11－２－402
破産者　牧野　　覚
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２４４号
東京都練馬区北町７丁目13―21―203
破産者　岡　　宏樹
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２７８号
東京都板橋区蓮根２丁目９―27―102
破産者　志村　麗菜
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２８３号
東京都江戸川区船堀５丁目３－９－303
破産者　金澤　宏信
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２８４号
東京都北区赤羽西３丁目31－５－301、申立時の住所東京都北区中十条１丁目18―20―102
破産者　奥藤　美佳（旧姓池末）
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３０５号
東京都港区高輪１丁目24―２―306
破産者　橋本　知佳
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３２５号
東京都練馬区関町南２丁目８―40―201
破産者　永峯　裕子
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３３０号
東京都板橋区相生町３－３　ディアプレシャスM205
破産者　鎌田　邦昭
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３３１号
東京都葛飾区立石８丁目48―27　第一立花ホーム
破産者　星野秀明こと　金　　秀明
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３３２号
東京都世田谷区玉川４丁目29―８　リバーフィールドⅡ101
破産者　織田　　萌
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３３８号
東京都渋谷区上原２丁目28―５―502
破産者　海保　　健
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３４４号
東京都江戸川区松江１丁目９－２－202
破産者　荻　真樹子
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３４５号
東京都江戸川区松江１丁目９－２－202
破産者　荻　　実里
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３８２号
東京都世田谷区南烏山６丁目４－５－308
破産者　吉川　敦士
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３８５号
東京都足立区新田３丁目17―20―407
破産者　眞下　忠之
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３８６号
東京都足立区新田３丁目17―20―407
破産者　眞下　　忍
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４１３号
東京都江戸川区北小岩２丁目６－４－1001
破産者　坂井　孝啓
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４１９号
東京都台東区根岸５丁目４－３－206
破産者　宮森　祐介
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１７３号
和歌山市坂田744番地の32
破産者　株式会社つぼみ
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和５年（フ）第１９４号
北九州市小倉北区中井四丁目９番24号
破産者　株式会社ディースリー
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第７０９号
宮城県名取市愛島台２丁目16番地の24
破産者　有限会社成美
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第７２８号
埼玉県上尾市大字上野320番地12
破産者　株式会社ジャスティス
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第３５９号
愛媛県伊予市米湊851番地２
破産者　有限会社郡中タクシー
１　決定年月日　令和８年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５６号
愛媛県松山市安城寺町1743番地10
破産者　亡藤江衛相続財産（破産手続開始決定時　藤江　衛）
１　決定年月日　令和８年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２３６号
愛媛県松山市正円寺三丁目８番25号
破産者　有限会社ライズ技研
１　決定年月日　令和８年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

令和７年（フ）第２０１０号
東京都板橋区弥生町33番３号三春ビル５Ｆ
破産者　株式会社ＣＯＣＯＲＯ　ＣＯＲＰＯＲＡＴＩＯＮ
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３７９号
東京都調布市国領町八丁目２番地９－１－1102
破産者　株式会社Ａ＆Ｙみそのや
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３８０号
東京都調布市国領町８丁目２番地９ライフタウン国領１－1102
破産者　吉田　明代
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４７０号
東京都府中市緑町２丁目15番地の８梶ハイツ105
破産者　小澤　佳子
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５１５号
東京都あきる野市山田902番地５
破産者　小野　幸子（旧姓皆川、甲田）
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５１７号
東京都西東京市新町１丁目４番１－401号
破産者　神谷　芳美
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５２７号
東京都三鷹市下連雀９丁目２番11号サンコーポミナミ402
破産者　新井田　貢
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２６３号
横浜市神奈川区神大寺４丁目20番63号グリーンハイツⅡ102
破産者　株式会社Ａｔ・Ｆａｉｔｈ
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５９６号
京都市山科区西野櫃川町58番地39
破産者　ファイブホーム株式会社
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

令和８年（フ）第４３７号
北九州市門司区永黒２丁目12番13―103号
破産者　勅使河原亮太
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６６４号
北九州市小倉北区黒原３丁目１番７―306号、前住所北九州市小倉北区片野３丁目４番８－302号
破産者　久保　　楓
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第９０号
栃木県足利市東砂原後町1056番地６　フォンテーヌ　メゾン203
破産者　髙橋　美貴
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第９２号
栃木県足利市東砂原後町1056番地６　フォンテーヌ　メゾン203
破産者　髙橋　　隆
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

令和７年（フ）第１３３号
和歌山市西高松１丁目７番15号　レピア高松903号、前住所和歌山市吹上２丁目２番６号
破産者　髙﨑　英俊
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第３９５号
和歌山市湊1823番地３　湊コーポ１　303　、前住所和歌山市北島466番地１　北島Ｍ．ＳＢ棟－101号、前々住所和歌山県紀の川市貴志川町岸宮250－29
破産者　ヤマトクリーンサービスこと　山田　武志
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１５７号
和歌山県紀の川市桃山町市場638番地１
破産者　盛有建設こと　髙木　有二
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２３５号
和歌山県海南市多田741番地36
破産者　ＫＡＲＡＮ建築こと　唐津麻　佳紀
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第５５５号
北九州市小倉北区城野団地１番2352号
破産者　西　　誠一
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６６８号
北九州市門司区大字畑2161番地１（ソシアⅡ番館303）、前住所福岡県行橋市北泉４丁目１番12号　アーバンフォレストＣ102
破産者　岩本　崇志
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第８９号
長崎県佐世保市吉井町立石486番地３
破産者　森　　龍弥
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第２２２号
鹿児島市東谷山６丁目33番18号　エレガンス大戸103号
破産者　姫城　知広
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第７０６号
仙台市青葉区柏木１丁目５番１―505号
破産者　石川　章二
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８５０号
仙台市青葉区木町２番16号　メゾンミモザＶ―202
破産者　伊藤　夏織
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８４号
茨城県北茨城市中郷町石岡1138番地５
破産者　加藤　亮汰
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第８６号
茨城県日立市神峰町４丁目15番５号　２Ｆ
破産者　佐藤　亮介
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第９２号
茨城県日立市砂沢町73番地の３
破産者　平澤　孝一
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第７３９号
埼玉県上尾市浅間台四丁目14番地14　レピュートかもがわ105
破産者　草野　文子
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第８４３号
代替住所Ａ（旧住所　神奈川県横浜市磯子区中原二丁目１番20―204号）
破産者　齋藤　夏海
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１４６号
埼玉県さいたま市緑区大字中野田843番地25、旧住所埼玉県川口市戸塚鋏町24番５号　ソルデンテ21　104号
破産者　大枝　明美
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１４７号
さいたま市緑区大字中野田843番地25、旧住所埼玉県川口市戸塚鋏町24番５号　ソルデンテ21　104号
破産者　大枝　正明
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２０９号
愛知県弥富市佐古木５丁目457番地１　昂３号館102、従前の住所愛知県弥富市佐古木６丁目224番地20
破産者　兼井　　愛
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第３３６号
愛知県豊橋市牟呂公文町１番地２　ラ・フォルティーエ301号室
破産者　染矢　智香
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第１１２号
愛知県豊川市御油町後田３番地の２　御油住宅５棟104号
破産者　増田　泰久
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第２２８号
愛媛県伊予郡砥部町宮内311番地
破産者　武田悠紀夫
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２３７号
愛媛県松山市正円寺３丁目８番25号
破産者　髙橋　国治
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第９３号
福岡県久留米市西町1500番地２
破産者　坂本　千春（旧姓向井）
１　決定年月日　令和８年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和７年（フ）第４１６号
函館市富岡町２丁目９番25号　コミュニティ富岡１　203、開始決定時の住所函館市湯川町１丁目31番１号　函館渡辺病院東棟３階
破産者　門馬　達也
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第１５６号
釧路市春採６丁目９番５号、前住所釧路市文苑４丁目13番１号
破産者　ラグジュアリールシールこと　工藤真理奈
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１６４号
釧路市春採７丁目15番17号
破産者　奈良　清成
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６０号
宮城県角田市角田字稔町13番地１
破産者　金谷　俊介
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

令和８年（フ）第６５号
宮城県伊具郡丸森町大内字七夕80番地
破産者　武藤　幸晴
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

令和７年（フ）第２３号
宮城県石巻市小船越字堤下153番地
破産者　佐藤　正一
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第６１号
宮城県石巻市水押２丁目10番９―45号
破産者　石森　由香
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第１２６４号
横浜市神奈川区神大寺４丁目20番63号　グリーンハイツⅡ　102号
破産者　岡部　麻里
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７５９号
東京都中野区大和町１丁目32番22号　グリンハイツ　203
破産者　蛭田　　亮
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９５８号
横浜市旭区鶴ケ峰１丁目４番地２　グループホームＴＵＮＡＧＵ
破産者　知念　　清
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０６４号
横浜市都筑区見花山31番９―405号
破産者　内田　悠子
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４１号
新潟市江南区早通２丁目４番14号
破産者　佐藤　　斉
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６４号
長野県埴科郡坂城町大字上五明656番地１
破産者　児玉　晃祐
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第７９号
岐阜県揖斐郡大野町大字西方1117番地１
シャングリラ　102号室
破産者　牧嶋　一範
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第６０８号
京都府木津川市木津殿城22番地３　サンライフ殿城101号
破産者　下野あやか
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第６４号
長崎県大村市松並１丁目943番地
破産者　井田　俊一
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和８年（フ）第８７号
長崎県諫早市貝津町899番地２　セレーノカーサ102、住民票上の住所福岡県豊前市大字吉木204番地15
破産者　笹原　孝太
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和８年（フ）第６８号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山2308番地40　プリンハウスＣ棟
破産者　大薗万貴子
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続終結

令和４年（フ）第７３１２号
東京都足立区西綾瀬１丁目５―10―204
破産者　牧野　　壮
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第５２号
東京都板橋区栄町30―12―205
破産者　平山　あや子
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９８７号
埼玉県志木市柏町２丁目18―13、開始決定時の住所東京都大田区千鳥２丁目12―５―409
破産者　居山　祥代（旧姓浅野）
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第４０１７号
東京都台東区松が谷４丁目３―11―701
破産者　瀬尾真実子
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第５１２８号
東京都渋谷区恵比寿１丁目16番29号
破産者　恵比寿不動産販売株式会社
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第５１３０号
千葉県市川市南八幡１丁目19―９―302
破産者　若生　信幸
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第６１４１号
東京都中央区晴海２丁目２―42―4215
破産者　内田　航太
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第６９８９号
東京都北区栄町３―１　富士交通304
破産者　大野　義典
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８０９４号
東京都台東区東上野２丁目８番８号
破産者　株式会社エコルス
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８０９５号
東京都品川区大井１丁目38―３
破産者　西田　真也
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８７１７号
東京都足立区西新井１丁目33―２―808
破産者　太田　　拓
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４７５号
東京都中央区銀座７丁目５番４号
破産者　株式会社ザナクシー
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３２号
東京都港区新橋６丁目５番４号　ＤＩＫマンション新橋620号
破産者　株式会社Ｂ＆Ｔ
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第８２７号
東京都八王子市千人町１丁目５―15―1104
破産者　尾川　智洋
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１２０５号
東京都世田谷区上馬２丁目13―17―205
破産者　新村　幸弘
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１３６４号
東京都荒川区西尾久５丁目20―４
破産者　小林　毅也
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１６８４号
東京都目黒区八雲５丁目３―３　ヴァンヴェール533―２Ｃ
破産者　古澤　秀明
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２５２６号
東京都足立区西新井７丁目12―５―205
破産者　高崎　紘利
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２６１１号
東京都大田区南六郷２丁目23―12―102
破産者　中畑菜々子（旧姓高橋）
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２７３３号
東京都中央区日本橋大伝馬町２―13―1302、住民票上の住所茨城県龍ケ崎市長沖町1670番地の１
破産者　古矢　眞諭子
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３７１９号
東京都千代田区岩本町３丁目９番９号
破産者　株式会社フォルム
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３７２０号
千葉県松戸市六高台７丁目32―311
破産者　高木　　要
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３８１１号
東京都渋谷区猿楽町12―35
破産者　株式会社クロス
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４０４０号
東京都世田谷区上野毛４丁目39―11―103
破産者　北村　桃夢
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４２６２号
東京都江戸川区東葛西７丁目１―12―701
破産者　中島　　成
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４２７５号
東京都江戸川区平井６丁目70―９
破産者　樋口　信孝
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４３６２号
東京都新宿区市谷本村町３―21―802
破産者　三上　具企
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４４６５号
東京都新宿区住吉町12―12　第三住吉ハイツ205
破産者　川口　　高
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第２２２３号
東京都新宿区百人町１丁目３―12―303
破産者　大島　誠貴
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第５７０８号
東京都北区西が丘１－７―12　シニアパレス赤羽、開始決定時の住所東京都練馬区桜台４丁目５－８
破産者　亡鈴木博相続財産
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１３３４号
東京都板橋区赤塚新町１丁目25番17号
破産者　有限会社安立ホーム
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３６４１号
神奈川県横浜市港南区日野南４丁目６―24―316
破産者　向井　真理（旧姓歌野）
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第５９０８号
東京都江東区北砂５丁目20―６―1108
破産者　江原　マサヱ
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７９７３号
東京都武蔵野市吉祥寺北町３丁目16―32　第１田中ハイツ203
破産者　五十嵐　久
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８８６１号
東京都世田谷区上祖師谷２丁目７番３号
破産者　有限会社ピサロ
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８８６５号
東京都多摩市和田433番地１
破産者　武蔵野通商株式会社
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８８６６号
東京都あきる野市伊奈1017―５
破産者　新谷　賢司
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８８７４号
広島県広島市南区出汐１丁目２番10号
破産者　株式会社ミルテル
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４２号
東京都大田区千鳥２丁目34―14―216
破産者　下園萌々花
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７２号
東京都渋谷区恵比寿３丁目30番13号
破産者　パブリックハウス合同会社
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７３号
神奈川県横浜市中区山手町24―４　シティヒル山手24都会の丘２号棟203
破産者　秋山　　学
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第８０７号
東京都墨田区墨田２丁目２番14号
破産者　株式会社るんるん
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第８６０号
群馬県太田市内ケ島町850―１　サイベリアンハウスＢ棟、開始決定時の住所東京都品川区南品川４丁目13―８―504
破産者　金井　和紀
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１０３５号
東京都中央区築地２丁目７番12号
破産者　有限会社ヴィトゲン社
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１０５８号
東京都武蔵野市境２丁目６―26―404、住民票上の住所埼玉県越谷市大字蒲生3831―８
破産者　峰　　有紗
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１４８６号
東京都足立区中央本町５丁目３―20
破産者　小柳　千祐
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１６３１号
東京都渋谷区恵比寿西２丁目６―14―303
破産者　夏目　桂子
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２１８４号
東京都葛飾区東金町２丁目21―２―513
破産者　安藤　里美
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２３０４号
東京都練馬区旭丘２丁目35―13―202
破産者　米田隆太郎
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２４７２号
東京都練馬区旭丘１丁目26番３号
破産者　有限会社ウッドワーロック
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３１６６号
東京都葛飾区西水元６丁目18―10
破産者　佐藤　優子
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４２１５号
東京都江東区亀戸４丁目43―４―203
破産者　荒川　幸亮
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４２９４号
東京都墨田区東向島４丁目22―13
破産者　松原　　剛
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４４４０号
千葉県市原市八幡1992―２―202、住民票上の住所千葉県市原市山田橋１丁目４―１　ハイツ128―102
破産者　越智　　暖
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４４６７号
東京都世田谷区世田谷１丁目40―１
破産者　濵村　真実
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４５２８号
東京都新宿区早稲田町66　セジョリ早稲田Ⅱ303
破産者　原子　朋仁
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４５９４号
東京都杉並区荻窪１丁目34―15
破産者　店網　省悟
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４６２８号
東京都足立区扇２丁目26―11―301
破産者　佐川　　豊
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１６１号
岐阜県山県市岩佐698番地１
破産者　合同会社優和工業
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

令和７年（フ）第１３９号
長崎県佐世保市皆瀬町２番１号
破産者　金保建設株式会社
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第３０５号
さいたま市南区南浦和二丁目35番10号
破産者　有限会社ティーエフ
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第２３４７号
東京都調布市飛田給二丁目31番５号
破産者　有限会社アサミ
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第８号
岐阜県高山市石浦町三丁目166番地
破産者　株式会社中部セキュリティ
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

令和８年（フ）第５１０号
京都市西京区大原野石見町249番地
破産者　株式会社コナカ
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

令和７年（フ）第１８２０号
福岡市中央区西公園４番40号
破産者　岩佐　真弓
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第８６号
福岡市東区和白丘２丁目３番36―214号　コアマンション和白丘ネクステージＢ棟
破産者　Ｔｈｅｔｉｓこと　吉住　珠実
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第８１３号
福岡市西区今宿１丁目26番２―305号
破産者　釘本　憲司
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第１６１号
富山県中新川郡舟橋村舟橋58番地１　特別養護老人ホームふなはし荘、住民票上の住所富山県中新川郡上市町湯上野５番地
破産者　松本　清志
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和７年（フ）第２１２号
富山市小杉2136番地　県営住宅４棟104号、開始決定時の住所富山市上冨居二丁目17番21号
破産者　梅澤　ゆとり
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１４４号
鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目28番３号、前住所鹿児島県志布志市志布志町志布志1183番地２
破産者　山田　陽一
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和７年（フ）第３４８号
札幌市白石区中央２条２丁目２番16号
破産者　金子　明文
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第２５２５号
札幌市西区琴似４条６丁目５番25号　ローヤルハイツ琴似46―201号
破産者　佐々木恒介
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第２４７８号
福岡県糟屋郡志免町大字吉原109番地１　レ・ジュトン空港南203号、破産手続開始決定時の住所福岡県糟屋郡志免町田富１丁目８番18号
破産者　安達　浩幸
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２４号
福岡市南区和田３丁目27番52―４号
破産者　松尾　貴浩
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第５１号
福岡市東区下原１丁目11番20―402号　アールズ下原
破産者　納富　俊彦
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第２６７号
千葉県野田市上花輪1348番地　第２マツキマンション301
破産者　丹野　誠久
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和７年（フ）第３５４号
和歌山市畑屋敷西ノ丁６番地
破産者　根来　拳冬
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第１３７８号
仙台市泉区南光台１丁目８番13号　メゾン南光台205
破産者　松田　　元
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和５年（フ）第２３３号
愛知県豊橋市若松町字豊美815番地１
破産者　町田　　郁
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第６号
山口市大内千坊５丁目11番37号
破産者　鐵本　美咲
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第３６０号
愛媛県松山市土橋町18―３　井上ハイツ201号、住民票上の住所愛媛県松山市千舟町６丁目４番地２　シャンボール千舟308号
破産者　玉井　　彰
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１３５号
宮城県石巻市鹿妻北１丁目２番24号、前住所宮城県登米市迫町佐沼字錦178番地
破産者　高橋　美和
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和７年（フ）第１１８２号
横浜市鶴見区諏訪坂18番31号　レイ諏訪坂101
破産者　安斎　俊治
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２４６５号
横浜市神奈川区神之木台３番４号　あすなろ荘６号
破産者　岡田　　誠
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第３１２５号
横浜市泉区緑園４丁目３番地１　サンステージ緑園都市東の街３番館1204号、住民票上の住所横浜市戸塚区名瀬町2907番地５
破産者　小島　　雅
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第５１１号
岩手県八幡平市大更第19地割22番地２　スカイハイ１号、開始決定時の住所新潟市南区西白根1473番地
破産者　秋山　嘉昭
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和６年（フ）第６２号
長野県上伊那郡宮田村3813番地
破産者　小田切康夫
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所伊那支部

令和８年（フ）第１０号
岐阜県高山市石浦町３丁目165番地
破産者　道脇みどり
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

免責許可決定

令和８年（フ）第８７号
茨城県日立市東金沢町４丁目10番15号
破産者　根本　春江
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第１９０号
奈良県香芝市すみれ野一丁目17番地５　シャーメゾンすみれ野Ｉ　302号
破産者　ＦＩＥＤＬＥＲ　ＪＡＭＥＳ　ＡＮＴＨＯＮＹ
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第２０６号
奈良県磯城郡田原本町大字保津11―10、住民票上の住所奈良県磯城郡田原本町大字佐味671番地の４
破産者　伴野　倫子
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第２０９号
奈良県宇陀市榛原天満台西１丁目13番の２
破産者　栗本　静香（法定代理人成年後見人　井上　泰幸）
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第４３２号
相模原市中央区淵野辺本町５丁目15番10号
破産者　杉村　亜季
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第６８０号
北九州市小倉北区三郎丸１丁目７番30号（101）、前住所北九州市小倉北区高浜２丁目２番31号
破産者　升本　茂紀
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６９５号
北九州市小倉北区木町２丁目17番23号
破産者　山本　広司
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第７１７号
北九州市門司区緑ケ丘９番８―103号
破産者　岡村美由紀
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第７２５号
北九州市門司区片上町１番21―43号
破産者　安川みどり（旧姓吉川）
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第７４１号
北九州市小倉北区中井浜５番19―408号
破産者　上村　道弘（旧姓大隈）
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３２５号
鹿児島市田上３丁目22番１号
破産者　柴田　清美
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３２６号
鹿児島市山田町365番地３　コンフォートＴⅡ　103号
破産者　東　　玲花
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３３８号
鹿児島市小野４丁目20番16号
破産者　末吉　　葵
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３４６号
鹿児島市下荒田３丁目６番12号　神園ハイツ406号
破産者　上之薗一哉
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３５２号
鹿児島市桜ケ丘６丁目７番地２　明坂ハイム201号
破産者　遠藤　　剛
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３６２号
鹿児島市草牟田１丁目25番16号　レオパレスＨｉＲｏ203号
破産者　小川内真悟
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第１０３号
茨城県高萩市大字島名2068番地の22
破産者　渡辺　翔太
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第１０６号
茨城県北茨城市中郷町石岡115番地１、前住所千葉県野田市中里553番地の１　シェルクレール201
破産者　秋山　紗希
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第１３７２号
さいたま市中央区八王子４丁目12番２号
破産者　櫻井　　龍
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４０５号
埼玉県久喜市除堀994番地３
破産者　山岸　大悟
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４６７号
さいたま市岩槻区大字加倉５番地３　コンフォート岩槻Ｂ102
破産者　近藤　千尋（旧姓山内）
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４７４号
埼玉県川口市大字差間216番地の３
破産者　増山　一幸
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４９６号
埼玉県川口市芝樋ノ爪１丁目12番15号ガーデンパレスⅧ　203号
破産者　林　　健一
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１５６号
千葉県香取郡多古町飯笹855番地５（エステートピアアスカ202）
破産者　吉井　裕太
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第１６７号
千葉県東金市日吉台６丁目13番地１
破産者　渡邊　　聖
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第１７２号
千葉県山武市井之内4164番地
破産者　金城亜矢子
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第４８号
新潟県新発田市新栄町２丁目５番18号
破産者　山口　佑樹
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（フ）第８７号
新潟県村上市坂町353番地３　堤下団地４―23
破産者　渡邊　佳奈こと　ＷＡＴＡＮＡＢＥ　ＶＩＲＧＩＥ　ＶＥＬＡＳＱＵＥＺ
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（フ）第２６９号
岐阜県各務原市那加雄飛ケ丘町20番地49
破産者　福田亜希子
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第２７７号
岐阜県羽島郡岐南町伏屋９丁目83番地の１（ウィステリアⅡ　101号室）
破産者　本山　拓弥
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第７３号
岐阜県瑞浪市薬師町１丁目12番地　フォーブル日清Ａ―105号
破産者　長久保　綾
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

令和８年（フ）第７６号
岐阜県中津川市加子母3756番地
破産者　粥川かずえ
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

令和８年（フ）第３９３号
静岡市清水区有東坂２丁目349番地の22
破産者　河合　達朗
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５０３号
静岡市葵区瀬名２丁目15番36号
破産者　松田　麻未（旧姓小長井）
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３０号
兵庫県丹波篠山市西岡屋甲175番地８
破産者　伊藤　智哉
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部

令和８年（フ）第５０号
鹿児島県南九州市頴娃町御領5916番地２、従前の住所鹿児島県指宿市山川利永515番地
破産者　松山　智貴
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係

令和８年（フ）第１８５号
北海道旭川市大町１条１丁目30番地の115　リブコート大町　Ｃ102
破産者　青木　道子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２３２号
北海道旭川市豊岡３条６丁目１番４号　コーポグランドヒル106号
破産者　向井　智子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２４７号
北海道旭川市豊岡２条４丁目５番２号　マルシンコーポ102
破産者　佐川　幸子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１９０号
釧路市新川町10番15号　ライトリバー102号室
破産者　西村千鶴子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１９５号
釧路市鳥取南５丁目８番11号　ハイツ鳥取Ｄ号室
破産者　早坂　有紗（旧姓山本）
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３２号
北海道根室市宝町２丁目３番地
破産者　嶋田　光弘
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

令和８年（フ）第４３号
岩手県奥州市水沢字造道102番地２
破産者　千葉　裕子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

令和８年（フ）第４４号
岩手県奥州市胆沢小山字尼沼24番地８
破産者　小野寺友代
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

令和８年（フ）第４５号
岩手県胆沢郡金ケ崎町三ケ尻六本松29番地４
破産者　村上　瑠香
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

令和８年（フ）第９６６号
仙台市宮城野区東仙台５丁目４番15号
破産者　佐藤　文城
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１００号
山形県長井市横町７番13号
破産者　大塚　里美
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

令和８年（フ）第１０２号
山形県米沢市太田町５丁目575番地の10
破産者　大友とく子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

令和８年（フ）第４９号
山形県鶴岡市湯温海字湯之尻288番地　柳原住宅Ｂ－214
破産者　佐藤　　恵
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

令和８年（フ）第１６１号
福島市渡利字砂沢26番地県営花見山団地５号棟６号室
破産者　山本　貴明
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

令和８年（フ）第１１２号
茨城県日立市東大沼町４丁目23番３－104号
破産者　澤村　　渉
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第１１６号
茨城県高萩市有明町３丁目64番地の92
破産者　森　　弘征（旧姓山口）
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第２１０号
茨城県土浦市板谷六丁目647番地２　アスペンハイツＡ303
破産者　寺門　幹敏
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第１１６号
茨城県取手市白山六丁目13番11－Ａ203号
破産者　椎名　涼介
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第１１７号
茨城県牛久市栄町六丁目405番地（カオルハイツ102）
破産者　秋山　圭子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第１１８号
茨城県龍ケ崎市小柴四丁目１番地２　北竜台アパート12棟103号室
破産者　渡部真美恵
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第１４０号
群馬県前橋市広瀬町三丁目28番地４　Ｅ棟457号、開始決定記載の住所群馬県前橋市広瀬町二丁目32番地　ＨＦ－578号
破産者　中山　成美
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２６６号
群馬県吾妻郡中之条町大字山田1760番地49
破産者　一場　秋子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和４年（フ）第５０７３号
東京都渋谷区広尾５丁目17－４－202、開始決定時の住所東京都品川区上大崎２丁目８－13－203
破産者　山崎　美香
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第６７０１号
神奈川県小田原市成田１－１－206、開始決定記載の住所東京都小平市学園西町２丁目22－10
破産者　田中　正夫
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０３９号
東京都板橋区仲町５－８　メゾン政竜205、開始決定時の住所東京都板橋区仲町５－５－201
破産者　龍原つる代
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０６９号
東京都練馬区旭町３丁目９－12－203
破産者　内田久美子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１０２号
東京都練馬区石神井町７丁目９－５－302
破産者　深溝　一郎
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２２５号
東京都港区港南３丁目７－16－2304
破産者　サンダース　ゴードン　スコット
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２３７号
東京都足立区足立２丁目６－18　３号室
破産者　馬場　安弘
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２６７号
東京都練馬区高野台４丁目10－５　レガリア高野台　１ｓｔ　502
破産者　高桑　　菫
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２７３号
東京都練馬区三原台３丁目５―26―202
破産者　田中　妙子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３０９号
東京都品川区大井３丁目25―10
破産者　柴田　弘子（旧姓加藤）
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３１３号
東京都江戸川区西葛西４丁目１―３―505
破産者　皆川　浅江
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３７１号
東京都江東区南砂４丁目４―20―1302
破産者　亀井　大空
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３９４号
東京都港区高輪１丁目15―１―822
破産者　鈴木　昌樹
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４０４号
東京都板橋区三園１丁目29―20　溝下ガーデンハウスＡ204
破産者　西本　心羽
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４４３号
東京都豊島区南長崎５丁目９―１　渋谷荘201
破産者　南畑　大智
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４４５号
東京都足立区花畑５丁目10―35―506
破産者　下川　友美（開始決定時の姓露崎）
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４４８号
東京都中野区江原町１丁目13―26　ルアージュ２Ａ
破産者　渡辺クラリスアンこと　ミサホン　クラリス　アン
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４４９号
東京都江東区大島８丁目34―９―507
破産者　木村　嘉美こと　張　　博文
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４５０号
東京都杉並区今川３丁目１―22―610
破産者　野末真由子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４７２号
東京都足立区花畑５丁目10―31―407
破産者　増野　順子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４７３号
東京都板橋区小茂根４丁目７―８―205
破産者　李碧霞こと　リ　ベッ　カ
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４７４号
神奈川県川崎市中原区下小田中６丁目29―５―210
破産者　伊藤　　篤
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４７５号
東京都北区岸町２丁目７―７　サニーハウス山下Ⅱ―101
破産者　松下　一司
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４７６号
東京都中野区上高田４丁目46―11―301
破産者　宮澤　暢宏
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４７７号
東京都葛飾区東堀切１丁目８―７―201
破産者　佐藤　　忍（旧姓築地）
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４８０号
東京都足立区梅田２丁目４―17―701
破産者　近藤　千渚
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４８１号
東京都葛飾区堀切６丁目29―18―301
破産者　阿部　芹奈
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４８２号
東京都足立区竹の塚２丁目８―27―602
破産者　大嶽　美秋
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４８３号
東京都新宿区西落合３丁目10―18―501
破産者　石坂　孝治
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４８４号
東京都多摩市諏訪５丁目12―２　１―913
破産者　木村亜沙美こと　朴　亜沙美
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４８５号
東京都板橋区小豆沢４丁目14―12―106
破産者　川名　君江
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４８８号
東京都足立区神明南１丁目９―18　リフレイン北綾瀬Ｂ101
破産者　橋口　笑香
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６５０４号
東京都大田区西蒲田４丁目１―12　ヴィラ西蒲田２Ｆ
破産者　鈴木　渓斗
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６５１５号
東京都板橋区東新町１丁目22―８―306
破産者　高橋　正己
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６５１６号
東京都文京区白山２丁目29―11―101
破産者　渡邉　　博
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６５１７号
東京都練馬区大泉町４丁目40番８号
破産者　福井　玲那
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６５１８号
東京都新宿区上落合３丁目10―17―105
破産者　西田　有作
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６５２０号
東京都江東区南砂４丁目４－１－1306
破産者　丹羽　祐子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６５２１号
東京都世田谷区三軒茶屋２丁目47－９－402
破産者　佐藤　晃代
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６５２２号
東京都荒川区荒川８丁目24－２－304
破産者　酒井　涼香
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６５２４号
東京都北区豊島５丁目５－７－723
破産者　海老島　智
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６５２６号
東京都葛飾区水元３丁目７－４－102
破産者　石井　善久
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６５２７号
東京都足立区入谷４丁目７－４－101
破産者　南雲　翔太
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６５２８号
東京都江戸川区平井７丁目３－２－1312
破産者　佐々木千枝子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６５２９号
東京都荒川区西尾久８丁目30－１－301
破産者　大竹ゆりか
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６５３０号
東京都足立区新田２丁目９－14－202
破産者　越村　泰子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６５３３号
東京都足立区竹の塚１丁目28－４－302
破産者　山嵜　花音（旧姓松尾・中西・若杉）
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６５３４号
東京都葛飾区東水元２丁目20－８
破産者　島井　彩
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６５３６号
東京都足立区六月１丁目17－３－402
破産者　岩切　和美（旧姓安部）
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６５６８号
東京都江戸川区船堀３丁目14－20－106
破産者　行徳　菜音（旧姓藤原）
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６５７８号
東京都葛飾区堀切８丁目６－１－305
破産者　齋藤さゆり
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６５８０号
東京都板橋区成増４丁目26－11－201
破産者　安井　彩夏
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６５８２号
東京都荒川区西尾久２丁目25－23－304
破産者　後田　浩司
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６５８３号
東京都台東区上野公園17－９　しのばず荘
破産者　星　俊一
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６５８４号
東京都町田市木曽東３丁目２－２－301
破産者　柿岡新一郎
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６５８５号
東京都江戸川区小松川１丁目５－１－401
破産者　矢作　早苗
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６５８６号
東京都足立区鹿浜２丁目38－９－601
破産者　一平　宣子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６５８７号
東京都北区岸町２丁目11－18　三和コーポ弐番館201号
破産者　柴田　典雄
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６５８８号
東京都杉並区高円寺北３丁目１－２－101
破産者　小林　夏実
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６５８９号
東京都豊島区雑司が谷２丁目６－14－202
破産者　吉田　和美
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６５９３号
東京都新宿区高田馬場３丁目37－１－201
破産者　松本このみ
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６６２１号
東京都葛飾区西新小岩３丁目30－11－101
破産者　大畑　智香
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６６２５号
東京都江戸川区中葛西６丁目５－６－205
破産者　伊藤　酬司
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６６４３号
東京都東久留米市本町３丁目６－３－103
破産者　森田　夏代
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６６４９号
東京都世田谷区羽根木１丁目23－14－205
破産者　清水　洋
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６６５１号
東京都世田谷区上野毛２丁目１－10－102
破産者　赤塚　眞弥
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６６５２号
東京都台東区浅草３丁目40－９－201
破産者　西谷　好生
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６６６５号
東京都杉並区南荻窪４丁目32－６　メゾンＫ205
破産者　佐藤　美鈴
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６６６９号
東京都荒川区西日暮里１丁目20－４－204
破産者　山本　龍司
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９３号
東京都小平市たかの台36番６－106号
破産者　五領田摩子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第７３１号
北海道千歳市清水町５丁目７番地の３吉本ＢＬＤ108号、申立時の住所東京都東村山市恩多町２丁目20番地20グレースコート308
破産者　水口　健吾
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第９７６号
東京都八王子市松木８番地８来夢来人’93 303号
破産者　遠藤　　舞
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１００２号
東京都西東京市芝久保町１丁目５番５－402号
破産者　石下　智哉
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０５１号
東京都狛江市中和泉３丁目28番９－203号
破産者　森岡　京子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０５５号
東京都立川市柏町１丁目10番地の24ＳＢビル225号
破産者　大澤　亜論
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１１１号
東京都西東京市田無町２丁目１番１－1613号
破産者　石山　一子（旧姓池田）
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１４１号
東京都町田市南つくし野４丁目18番地５横田ハイツ303
破産者　伊藤　　卓
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１４３号
東京都東村山市廻田町１丁目12番地26レオパレス山茶花101
破産者　小山　慎一
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１５１号
東京都調布市西つつじケ丘４丁目23番地神代団地14号棟104
破産者　阿部　真佑
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１５２号
東京都日野市平山３丁目11番地の５
破産者　名取美佐子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１５３号
東京都東村山市美住町２丁目19番地２美住コーポ２－201
破産者　齋藤　咲江
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１７１号
東京都あきる野市瀬戸岡522番地ティーズ・ガーデンＡ棟204号
破産者　島崎まどか
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１８７号
東京都東大和市向原３丁目10番地13－504号
破産者　栗原　晃栄
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１８９号
東京都武蔵村山市榎２丁目12番地の10
破産者　大西　麻衣
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２２８号
東京都町田市鶴川３丁目８番地38鶴川ハイツⅡ－202
破産者　坊下　正俊
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２４２号
東京都小平市小川町１丁目485番地黎明寮
破産者　市川　　宝
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２７３号
東京都八王子市平岡町11番10号ル・シェール八王子104号
破産者　加藤　　勲
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２７６号
東京都小平市大沼町４丁目25番６号
破産者　服部　穂香
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２９６号
東京都八王子市西片倉２丁目６番16号ラペニール502号
破産者　石井　秀武
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３１１号
東京都町田市山崎町2200番地山崎団地２－11－507
破産者　渡邊　知文
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３１６号
東京都八王子市館町556番地１コーポひがし105号
破産者　井上　礼美（旧姓磯貝）
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３４２号
東京都町田市南町田３丁目28番18号パストラルすずかけ台202
破産者　髙野　大輔
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３４７号
東京都三鷹市下連雀３－27－９ニューエミネンス三鷹４Ｆ　まんが喫茶ゲラゲラ三鷹店内、住民票上の住所東京都八王子市宮下町462番地さくら八王子ハウス208号
破産者　村井　秋夫
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３５４号
東京都八王子市北野町560番地11メゾン・ド・ノアバーム八王子405号
破産者　若松　拓哉
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３７０号
東京都青梅市長淵１丁目954番地の１
破産者　井上　敏充
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３８２号
東京都多摩市鶴牧２丁目21番地の17アクシイズ唐木田212
破産者　佐々木　彩
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３８５号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地1120―109
破産者　佐藤　清美
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４１８号
東京都立川市羽衣町３丁目12番５号グランドール小川207号
破産者　大久保小百合
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４２５号
東京都東村山市秋津町１丁目15番地２ラ・フォンテーン３
破産者　祢木　勝人
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４２９号
東京都八王子市明神町４丁目26番１―201号　ＭＡＸＩＶ　ＨＡＣＨＩＯＪＩ　ＤＵＥ
破産者　村上　和也
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４５０号
東京都国分寺市泉町二丁目８番１―215号西国分寺ゆかり四番街
破産者　岡田　誠二
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４６８号
東京都西東京市南町１丁目14番13号梓ハイツ203号
破産者　加藤　静華
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４９６号
東京都八王子市元本郷町４丁目５番13号グランドハイツ八王子110号
破産者　小岩井明日香
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４９７号
東京都八王子市元八王子町３丁目2153番地61
破産者　髙野　康晴
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５０９号
東京都国立市北２丁目27番の７パール国立館105
破産者　中山　善博
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５１３号
東京都町田市小野路町911番地１新緑ハイツⅠ―101
破産者　小山　昭茂
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５１６号
東京都八王子市左入町414番地１八王子荘
破産者　宇田　侑平
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５１８号
東京都清瀬市中清戸一丁目609番地３リリーベル205号
破産者　中尾　幸司
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５３５号
東京都東大和市蔵敷３丁目766番地芝中住宅イ４―301号
破産者　鷹觜　博哉
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０１７号
神奈川県綾瀬市深谷中６丁目４番13号　グリーンヒルズＲ101
破産者　松本　一美
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１２７２号
神奈川県茅ヶ崎市中島1055番地５―306号　サザンクロス
破産者　須見　幸正
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４８１号
横浜市旭区東希望が丘150番地９　ヒルサイド希望ヶ丘102
破産者　村松　　愛
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５２６号
横浜市神奈川区大口仲町206番地２
破産者　菊池　美加
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５９６号
神奈川県茅ヶ崎市香川６丁目９番１―401号
破産者　一之瀬登美枝
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６０６号
神奈川県鎌倉市岩瀬615番地１　メゾンワキタＢ―１
破産者　東　　志帆（旧姓角野）
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６１３号
横浜市栄区上郷町10番地　さつきコーポ102号
破産者　夏加　力弥
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６２７号
横浜市旭区下川井町360番地　特別養護老人ホームさくら苑、住民票上の住所横浜市青葉区松風台32番地４　フォレスト１号
破産者　首藤　淳子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６８８号
神奈川県鎌倉市材木座１丁目14番26―201号
破産者　小野　充映
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７１８号
横浜市磯子区洋光台６丁目24番14号　ハーモニア洋光台202号
破産者　千葉　未生
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７５６号
横浜市保土ケ谷区初音ケ丘41番２―203号
破産者　川上眞理子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７５７号
神奈川県鎌倉市城廻501番地29
破産者　石川　雄一
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７６８号
神奈川県茅ヶ崎市萩園3161番地１―706号　エンゼル茅ヶ崎リバーヴェール
破産者　中村喜美代
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７７６号
神奈川県茅ヶ崎市美住町18番26号　アンソレイユ　201
破産者　土田志津子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７９１号
横浜市南区吉野町２丁目５番地１　石田ビル305
破産者　入山　利徳
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８３１号
神奈川県藤沢市高倉542番地　森アパート202号
破産者　牧野貴美子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８３７号
横浜市南区万世町２丁目29番地１　ＧＥＮＯＶＩＡ阪東橋Ⅱｓｋｙｇａｒｄｅｎ502
破産者　宮本　亜紀
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８４７号
横浜市中区本牧三之谷35番12号
破産者　長澤　明子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８６７号
横浜市戸塚区汲沢町1216番地１　戸塚第５ダイヤモンドマンション102号
破産者　平野　昌信
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８７９号
横浜市神奈川区白幡上町29番12号
破産者　福山　圭音
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８９６号
横浜市神奈川区子安通１丁目156番地　子安イザベラの丘205号
破産者　横山　愛子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９００号
横浜市鶴見区鶴見中央１丁目２番４―314号
破産者　鈴木キクヱ
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９０１号
横浜市金沢区能見台通２番６―303号
破産者　増島　淳彦
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９２７号
横浜市旭区二俣川１丁目83番地５　ライオンズマンション二俣川の丘307号
破産者　小山　悦子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９３２号
横浜市保土ケ谷区岩井町337番地２　パークハウス横浜保土ケ谷208号
破産者　國分　遥香
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９４５号
横浜市旭区左近山16番地の１　左近山団地１街区30棟501号
破産者　手塚　彌生
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９６１号
横浜市泉区池の谷3901番地１　特別養護老人ホーム希望苑
破産者　米山　　昇
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９６９号
神奈川県海老名市杉久保南２丁目10番10号
破産者　藤田　弘人
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９８４号
横浜市港南区東永谷１丁目24番12号　ピュアハウス上大岡205
破産者　青山哲悟郎
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９８９号
横浜市鶴見区市場富士見町３番９号　ハイカルムメゾン102号室
破産者　縄　　綾乃（旧姓角）
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０１１号
横浜市都筑区東山田３丁目１番29号　クレール302
破産者　飯森　悠花
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０１３号
横浜市南区高砂町１丁目10番地４　ダイアパレス吉野町第２　104
破産者　福田　佑一
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０１６号
神奈川県藤沢市大庭5255番地の１　湘南城山６―202
破産者　冨岡　稜平
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０３５号
神奈川県藤沢市石川６丁目24番地の３　ピース石川寮
破産者　永井　　均
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０４９号
横浜市保土ケ谷区川辺町34番地12　ロイヤルハイツ星川401号
破産者　水澤　良明
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０５４号
横浜市西区霞ケ丘41番地４　メゾン・ド・セヴェール・パートⅠ　203号
破産者　岩岡小百合
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０６７号
横浜市旭区左近山448番地４　左近山団地８街区13棟302号
破産者　高杉　仁志
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０７６号
横浜市都筑区荏田南５丁目19番２―205号
破産者　眞邉　和子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０９３号
横浜市瀬谷区三ツ境81番地13　三ツ境南住宅５棟208号
破産者　金子　優生
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３８０号
神奈川県小田原市栢山1046番地　市営柳町住宅５号棟68号室
破産者　鈴木美月（旧姓山田）
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第４０９号
神奈川県小田原市堀之内140番地の21
破産者　山本　雅也
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第４１８号
神奈川県愛甲郡愛川町中津1068番地の１　相湘16中津ハイツ103
破産者　高柳　秀樹
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第４４４号
神奈川県小田原市堀之内312番地
破産者　片野　克佳
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第４６５号
神奈川県小田原市栢山3571番地　湯川借家
破産者　府川　末秋
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第４６８号
神奈川県愛甲郡愛川町角田154番地の６
破産者　佐藤　鐵男
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２５１号
新潟市西区坂井砂山２丁目２番73号　ラルジュ102号
破産者　佐藤　　倖
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２７３号
新潟市西区新通西２―26―24　アーサ新通西６号室、住民票上の住所新潟市西区ときめき東１丁目11番地９　ピュアときめき一番館205
破産者　髙橋　俊哉
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３１６号
新潟市江南区亀田中島１丁目４番32号
破産者　角木慶太朗
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３２６号
新潟市東区河渡１丁目３番49号
破産者　野口　真央
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３２７号
新潟市南区月潟25番地
破産者　長沼　美幸
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３６５号
新潟市西区大学南１丁目383番地３　ウェブルームトルテ　Ａ―２、前住所新潟市中央区本間町３丁目2665番地　リアライズ西湊町通407号
破産者　石崎　良雄
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２８号
富山県下新川郡朝日町沼保1305番地
破産者　濵松　莉菜
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

令和７年（フ）第９６号
岐阜県加茂郡川辺町石神895番地３　カーサドマーニ203号室、前住所岐阜県加茂郡川辺町上川辺306番地８
破産者　篠田　　綾
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

令和８年（フ）第３７０号
静岡県島田市本通１丁目4624番地　コーポ清水　102号
破産者　榊原　　弘
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４０２号
静岡市葵区羽鳥２丁目18番14号　ペイサージュ羽鳥Ⅱ302、旧住所静岡市葵区羽鳥２丁目18番14号　ペイサージュ羽鳥Ⅱ201
破産者　大下　　鉄
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４０３号
静岡市葵区羽鳥２丁目18番14号　ペイサージュ羽鳥Ⅱ302、旧住所静岡市葵区羽鳥２丁目18番14号　ペイサージュ羽鳥Ⅱ201
破産者　大下　捺美（旧姓山本）
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４２９号
静岡県島田市野田142番地の１　グランメール403、旧住所静岡県島田市三ッ合町1274番地の12
破産者　戸田　貴広
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４３３号
静岡市葵区羽鳥７丁目３番47号　エメ・フィーユ103、旧住所静岡市葵区人宿町２丁目３番地の７　オラシオン人宿Ⅱ６Ｅ
破産者　宮川　美佳（旧姓望月）
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４３７号
静岡市葵区北３丁目13番102号
破産者　川村　博之
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４３８号
静岡市葵区北３丁目13番102号
破産者　川村美生子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４４２号
静岡市駿河区鎌田570番地の２　寺田コーポＡ101号、旧住所静岡市駿河区丸子２丁目１番８号　黒柳貸家２－２号
破産者　田中美佐子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４４７号
静岡市駿河区丸子新田253番地の５　フレグランス竹下Ｂ101
破産者　富永　政光（旧姓岡本）
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４５６号
静岡県島田市道悦１丁目16番４号　フローラＭ　101号室
破産者　坂本　真里
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４６８号
静岡市駿河区八幡５丁目32番４号　コーポ小泉202
破産者　飯島　達也
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４７９号
静岡県焼津市小土523番地　レオネクストＰＡＳＳＯⅡ　101、旧住所静岡県焼津市小土266番地の１　サンエール天白Ａ棟101
破産者　小川　洋子（旧姓　服部）
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４８７号
静岡市葵区駒形通１丁目２番11―612号、旧住所静岡市葵区駒形通５丁目３番19―401号
破産者　平井　　葵
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４９８号
静岡市清水区辻２丁目10番17号
破産者　杉山　詞音
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５０７号
静岡県藤枝市下藪田77番地の２　メゾン・ド・エアリーズ102号
破産者　佐藤　和恵
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５２２号
静岡県焼津市小土189番地の４
破産者　山中美和子
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９０号
愛知県蒲郡市松原町２番13号
破産者　濱野　恭行
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第１９６号
愛知県豊橋市北山町37番地６　ユトリロ北山308、申立時の住所愛知県豊橋市柳生町38番地２　ＶｉｌｌａＵｄａｇａｗａ202
破産者　有吉　麻衣
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第２０５号
愛知県蒲郡市三谷町惣作９番地２　平野マンション１Ｆ
破産者　菅原　優子
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第２０８号
愛知県蒲郡市本町東147番地
破産者　木村　利男
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第２１０号
愛知県豊川市小坂井町中野20番地　ガーデンコートナカノ202号
破産者　福本　由佳
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第２１６号
愛知県豊橋市小向町字北小向145番地17
破産者　大石　暢子
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第２２０号
愛知県豊橋市西幸町字幸100番地の６
破産者　香川　哲夫
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第２２４号
愛知県豊川市御津町西方中屋敷118番地３　ディアス雅Ｂ203号
破産者　渡辺　澄人
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第２３８号
愛知県豊橋市大岩町字本郷１番地の４　雇用促進住宅１棟206号、住民票上の住所愛知県豊橋市大岩町字本郷１番地の４　雇用促進住宅１棟205号
破産者　町田タカシ
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第６４号
三重県伊賀市八幡町3170番地
破産者　谷　　君子
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

令和８年（フ）第８４号
岐阜県羽島市江吉良町江西１丁目15番地　レジデンスタツミ103号室、申立時の住所三重県三重郡菰野町大字菰野2100番地１
破産者　石橋　美香
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第２２３号
三重県四日市市天カ須賀四丁目８番29号　Ｔ・ミルキーウェイ101、前住所愛知県名古屋市港区正徳町４丁目90番地の２
破産者　土井　麻也
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第４７号
滋賀県米原市入江283番地32、前住所滋賀県彦根市後三条町273番地４（103号）
破産者　中嶌　和貴
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

令和８年（フ）第３６３１号
大阪市平野区平野西４丁目２番12号　ＩＶＹ－ＢＯＸ・１ビル　403号、前住所大阪市平野区平野西４丁目２番12号　ＩＶＹ－ＢＯＸ・１ビル　401号
破産者　川崎　淳平
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７４１号
大阪市北区大淀中４丁目５番９号
破産者　山本　浩未（旧姓岡田）
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７４５号
大阪府大東市谷川２丁目７番67号
破産者　吉元アナラルカこと　ＹＯＳＨＩＭＯＴＯ　ＡＮＡ　ＲＡＬＵＣＡ
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７６６号
大阪市此花区北港白津２丁目１番56号、前住所兵庫県三田市八景町1006番地１　103号
破産者　細見　逸哲
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７８２号
大阪市東淀川区豊新１丁目13番19号　第２ユタカマンション３階　18号
破産者　門谷　朋子
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８６２号
大阪市阿倍野区相生通２丁目７番５号　マミーハイツ306号、前住所大阪市阿倍野区共立通２丁目５番22－203号
破産者　布上　華香
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９１２号
大阪府八尾市末広町１丁目２番７号　末広マンション203号、前住所大阪府八尾市宮町３丁目２番51号
破産者　竹田　玲子（旧姓竹野）
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９７７号
大阪市港区築港１丁目13番16―506号
破産者　竹縄　信昭
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９８８号
大阪府豊中市桜の町５丁目１番12―302号
破産者　柳瀬　　翔
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０１０号
大阪市平野区瓜破西１丁目１番２―814号
破産者　森本　　誠
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０１２号
大阪府豊中市春日町２丁目19番７号
破産者　平田　祐也
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０２０号
大阪市港区市岡元町１丁目４番34―905号
破産者　中尾　真弓
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０２５号
大阪市東淀川区大桐３丁目22番27号　スピリッツハイム大桐　207号、前住所神戸市須磨区白川台４丁目27番20号　白川台ハイツ302号
破産者　福嶋美登里
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０２９号
大阪市城東区野江３丁目22番16号
破産者　寺浦　　覚
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０４４号
大阪市城東区諏訪２丁目11番39号　シャルム深江橋　101号室
破産者　澁谷志津子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０７１号
大阪市此花区伝法６丁目３番１―705号
破産者　稲元　清志
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１０９号
大阪市中央区東平２丁目２番６号　サンライズコーポ202号
破産者　梶原　靖史
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１１１号
大阪府高槻市野田２丁目４番18号　サンコーポ野田203号、前住所大阪府和泉市肥子町２丁目３番54―102号
破産者　由利美優奈
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１１３号
大阪府吹田市山田南32番12―403号
破産者　岡本　綾香
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１３１号
大阪府大東市北条３丁目２番３号　305号
破産者　中井　秀哉
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１４１号
大阪府八尾市刑部２丁目146番地の１
破産者　吉田　美咲
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１５２号
大阪市西区本田２丁目３番17―512号
破産者　金井　明男
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１５５号
大阪市東淀川区瑞光３丁目３番25―110号
破産者　藤居　広樹
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１７０号
大阪市浪速区下寺３丁目19番７―507号
破産者　作田　孝司
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１８９号
大阪府豊中市服部西町１丁目３番８―302号
破産者　大島　直博
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１９３号
大阪市東淀川区下新庄４丁目９番23号　ＯＲＧＥＡＳＴ１　402号
破産者　興津　耕一（旧姓窪）
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１９４号
大阪府東大阪市昭和町21番13号　ニューハイム　202号
破産者　中村　明子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２０５号
大阪市淀川区野中南１丁目６番12―212号、前住所大阪市東淀川区東中島３丁目８番17―804号
破産者　新庄　実咲
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２３５号
大阪府豊中市春日町２丁目２番13号
破産者　大西　恭男
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２４２号
大阪市阿倍野区帝塚山１丁目４番13号　シティライフ帝塚山301号
破産者　藤本　淑子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２７５号
大阪市福島区玉川１丁目５番４―402号
破産者　二宮　郁奈
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２７９号
大阪市此花区高見１丁目４番52―601号
破産者　西川　一也
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２８６号
大阪府三島郡島本町若山台２丁目６番２―402号
破産者　辻本　泰行
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３０５号
大阪府吹田市古江台６丁目２番８号
破産者　徳田　隆志
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３５５号
大阪府摂津市鶴野４丁目21番９号
破産者　形岡　佑亮
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３５８号
大阪市西成区岸里東１丁目26番15号　ＣＩＴＹＨＩＬＬ　201号、前住所大阪市西成区岸里東１丁目６番15―401号
破産者　宮本　智明
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３６８号
大阪府枚方市東田宮１丁目５番７―303号
破産者　上坂　松江
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３７６号
大阪市東住吉区鷹合２丁目１番25―318号
破産者　月岡　清一
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３８０号
大阪市東淀川区大隅１丁目６番31号　ともえマンション　403号
破産者　佐野　正幸
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３９３号
大阪府箕面市粟生間谷西３丁目25番10号
破産者　川杉　征弘
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４０７号
大阪市淀川区三津屋南１丁目12番17号　フジパレス神崎川Ⅱ番館　201号
破産者　田中　明佳
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４１６号
大阪市大正区泉尾１丁目26番15号　泉尾ハイム　202号
破産者　後藤　政彦
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４４１号
大阪市平野区平野東３丁目７番19―302号、前住所大阪市平野区背戸口４丁目11番24号　サンライズ有103
破産者　岸　　浩二
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４５３号
大阪市西淀川区姫島５丁目10番16号　ハーモニーテラス姫島Ⅲ　203号室
破産者　渡邉　怜奈
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４９０号
大阪市北区中津２丁目７番５―402号
破産者　東阪　定吉
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５１８号
大阪市此花区西九条３丁目３番１号　202
破産者　中野　祐子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５７９号
大阪市東淀川区井高野２丁目８番20―110号
破産者　横山　正純
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３２号
兵庫県加古川市平岡町新在家918番地の１　ベルメゾンＫ205号
破産者　大橋　慶明
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４５６号
兵庫県姫路市上大野１丁目１番16―302号　オーキッドコート
破産者　安積　雅人
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４７２号
兵庫県姫路市白浜町宇佐崎北１丁目143番地　ガーデンベルベⅠ　201
破産者　中島　結奈
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４７９号
兵庫県姫路市新在家本町２丁目10番４―210号　パールメゾン新在家
破産者　高階　伸明
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４８１号
兵庫県姫路市書写1019番地270、従前の住所　兵庫県姫路市広峰２丁目５番８号
破産者　宮本　未来（旧姓吉田）
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５１号
兵庫県たつの市誉田町福田581番地６
破産者　佐々木恒太
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

令和８年（フ）第４９号
兵庫県豊岡市日高町知見447番地、前住所兵庫県養父市八鹿町石原1076番地６
破産者　小井塚仁義
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和８年（フ）第１０８号
鳥取県鳥取市気高町新町３丁目40番地　コーポミサ108号
破産者　大坪　裕紀
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１３５号
鳥取県米子市旗ヶ崎１丁目10番25号
破産者　松本恵理子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第１４３号
鳥取県米子市車尾４丁目４番20号
破産者　神宮　詩織
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第５８号
島根県出雲市小山町34番地３　ドミール板倉Ⅱ―101、前住所島根県出雲市白枝町401番地１　ビレッジハウス白枝２―401
破産者　青野　綾菜
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

令和８年（フ）第６３号
島根県出雲市白枝町401番地１　ビレッジハウス白枝１―404
破産者　河野　海斗
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

令和８年（フ）第３７９号
岡山市北区天瀬南町３番５号　マンションＫＵＳＵＳ501
破産者　逸見　　宏
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４４０号
岡山市南区当新田115番地１　フォブール当新田Ｂ―201
破産者　下山　昌江
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４４９号
岡山県備前市西片上10番地１
破産者　井川　朔也（旧姓小谷）
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４６４号
岡山県備前市吉永町岩崎356番地９
破産者　濱本　魁斗
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４７３号
岡山市北区御津野々口281番地、旧住所神奈川県相模原市中央区上溝1937番地１　ウィステリアⅡ　203号室
破産者　関　　献志
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４７６号
岡山市東区中川町500　ヴァグ201号、住民票上の住所岡山県瀬戸内市牛窓町牛窓4478番地２
破産者　室﨑　翔太
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４８４号
岡山市北区野田四丁目18番１号　北長瀬みずほ住座405号
破産者　逸見　知徳
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４８９号
岡山市北区宿514－３　ＳｕｍｍａＢ107、住民票上の住所広島県福山市引野町北四丁目14番25号　サンライフ高屋Ａ101
破産者　和田　浩尭
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４９３号
岡山市中区西川原173番地23
破産者　田邊　輝美（旧姓池上）
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４９８号
岡山市北区神田町二丁目６番４号
破産者　藤代　具美
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５０８号
岡山県高梁市奥万田町3901番地　リバティヒルＢ棟　103号室
破産者　布野　愛弥
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４０号
広島県庄原市山内町1230番地
破産者　サケット　マリセル　レザノ
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

令和８年（フ）第４２号
広島県三次市畠敷町1914番地４
破産者　伊藤　由佳
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

令和８年（フ）第４５号
広島県三次市南畑敷町550番地１（ハピネスハイム３－101）
破産者　入澤由紀子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

令和８年（フ）第１００号
山口県下関市長門町７番９－307号　茶山ビル、前住所山口県下関市長府浜浦町20番３号（前々住所）大阪府大阪市東淀川区豊里７丁目18番２－602号
破産者　大杉小百合
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第１０６号
山口県下関市大字田倉70番地16
破産者　松永美保子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第２３７号
徳島県徳島市北沖洲四丁目４番53号
破産者　武田　恋寧
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２０２号
香川県高松市松島町２丁目３番14号　メゾン松島町201
破産者　福井　浩樹
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２４２号
香川県高松市屋島西町2310番地４　県住29－303
破産者　山下　孝二
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２４７号
香川県高松市花ノ宮町２丁目14番10号
破産者　大谷　由美
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２５７号
香川県高松市木太町3621番地８　エクセルコートⅡ　204
破産者　山口　朋之
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第９４号
香川県丸亀市津森町76番地２、前住所香川県丸亀市川西町南甲229番地１グリーンヒルズ香川Ｃ棟202号
破産者　足立　奏美（旧姓田中）
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第２４２号
愛媛県松山市衣山５丁目1517番地22
破産者　渡辺　結子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２４５号
愛媛県伊予市下吾川79番地１　メゾン来夢コートＡ棟１号
破産者　篠田　千恵
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２４８号
愛媛県東温市田窪2208番地３
破産者　黒田　貴義
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２４９号
愛媛県東温市田窪2208番地３
破産者　黒田まなみ
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２５４号
愛媛県松山市畑寺３丁目８番13号
破産者　前田　有生
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２５８号
愛媛県松山市泉町131番地　泉町アパート201号
破産者　越智　　裕
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２６１号
愛媛県伊予市下吾川499番地１　グリーンパーク常川Ｂ棟201号
破産者　萬代　　弘
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２６６号
愛媛県松山市山西町862番地１　メルベーユ山西Ａ　201号
破産者　坂本陽奈乃
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２６８号
愛媛県松山市保免中１丁目９番15号　笑歩会保免107号
破産者　菅野　豊子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２７０号
愛媛県松山市本町６丁目６番地７　ロータリー本町816号
破産者　二宮　三保
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２７９号
愛媛県松山市萱町６丁目105番地１　フォレスト中央706号
破産者　濱岡　知美
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２８０号
愛媛県松山市余戸中３丁目６番25号　402号
破産者　大冨　秀雄
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２８２号
愛媛県松山市志津川町130番地１　プライムシツカワ103号
破産者　山下　愉太
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２８４号
愛媛県松山市居相２丁目６番25号
破産者　石丸　雄登
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２９０号
愛媛県松山市余戸中３丁目６番25号　402号
破産者　大冨かおり
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３０１号
愛媛県伊予郡松前町大字筒井365番地８
破産者　藤川　　聡
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３１２号
愛媛県松山市平和通４丁目１番地17
破産者　上野　好廣
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５６号
愛媛県今治市小泉２丁目11番42号　ＩＳ　ＶＩＲＧＯ　101号
破産者　髙島ひろみ
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

令和８年（フ）第７０号
福岡県直方市大字直方370番地１　モイ・シャンドン７号
破産者　栗山　春樹
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

令和８年（フ）第５０号
福岡県三潴郡大木町大字筏溝334番地　あおぞら大木３号室
破産者　天野　慎也
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

令和８年（フ）第５１号
福岡県三潴郡大木町大字筏溝334番地　あおぞら大木３号室
破産者　天野　晴美
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

令和８年（フ）第９２号
佐賀県西松浦郡有田町大木宿乙592番地
破産者　福田　浩則
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第９３号
佐賀県杵島郡大町町大字福母1577番地　Ｋコンフォートイン Ｂ101
破産者　渕上　真那（旧姓藤）
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第９４号
佐賀県嬉野市塩田町大字久間丙2310番地、前住所長崎県諫早市鷲崎町480番地　セジュールＳＡＴＯＣ棟101号
破産者　松本　一成
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第９５号
佐賀県西松浦郡有田町原明甲2025番地４　重富アパート１階
破産者　社頭　陽菜（旧姓内野）
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第６８号
佐賀県唐津市和多田先石11番３号
破産者　瀬川尊之こと　瀬川　沙織
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

令和８年（フ）第１０２号
長崎県大村市松山町877番地３　グレース松山３－404
破産者　吉原　義仁
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和８年（フ）第１４３号
長崎県佐世保市広田町661番地１　グリーンヒル広田202号
破産者　柿平　弘巳
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第５７号
熊本県水俣市桜ヶ丘６番18号　外平団地18棟３号、前住所熊本県水俣市湯出528番地
破産者　山村　光夫
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

令和８年（フ）第８２号
大分県宇佐市子安町３丁目16番地　市営子安団地１棟305号、前住所大分県宇佐市大字別府150番地の１　市営別府団地３棟303号
破産者　阿南　京佳（開始決定時の姓萩原）
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第３２４号
宮崎市吉村町寺ノ下甲2290番地　コスタ吉村103号、前住所宮崎市新別府町城元191番地５
破産者　取附　健介
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３２６号
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄4133番地17
破産者　向井　優貴
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３３８号
宮崎市永楽町184番地２　西下コーポ201号
破産者　吉田　　塁
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３４１号
宮崎市広島１丁目８番９号　ジョイ広島405号
破産者　阿萬　千香
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３４７号
宮崎市青島４丁目５番７号
破産者　新納　康孝
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３６６号
宮崎市生目台東４丁目５番地１　市営住宅203棟８号
破産者　清水　　到
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１０４号
宮崎県都城市一万城町47号３番地２
破産者　東原　信行
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第１０９号
宮崎県都城市上長飯町5111番地　県営一万城南団地４棟101号室、前住所宮崎県都城市東町３街区18号
破産者　木内　寛明
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第１１２号
宮崎県都城市上長飯町87号１番地３、前住所福岡県福岡市南区的場二丁目４番28－605号　ＣＲＥＳＴ　ＬＵＣＫ
破産者　野村　優樹
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第１１４号
宮崎県都城市都原町7136番地　メゾン森103号
破産者　濟陽　理恵
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第９９号
鹿児島県姶良市西餅田2044番地35　１号
破産者　相徳　祐也
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第１００号
鹿児島県霧島市福山町福山5150番地78
破産者　税所　恵里
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第１０１号
鹿児島県姶良市東餅田2330番地５　ウェーブビル205号
破産者　知念　正彦
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第２５３号
沖縄県宜野湾市嘉数２丁目15番６－302号　広栄アパート
破産者　安座間幸喜
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

小規模個人再生による再生計画認可

令和８年（再イ）第１２３号
東京都渋谷区笹塚１－23－７－201
再生債務者　中原　敬博
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月２日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第１９９号
東京都東久留米市本町１－10－２－102
再生債務者　鈴木　敬史
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月２日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第２１３号
東京都板橋区成増１－16－24－201
再生債務者　齊藤　結希
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月２日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第１５号
長崎県佐世保市広田３丁目19番11号　三洋パレス203
再生債務者　福山　　舞　（旧姓菊池）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月２日
長崎地方裁判所佐世保支部

令和８年（再イ）第２３号
奈良県橿原市曽我町392番地の６
再生債務者　森部　優馬
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月30日
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（再イ）第２５１号
東京都墨田区緑１－６－７
再生債務者　嶋田　保広
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月30日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第１４２号
横浜市金沢区能見台３丁目38番地の５
再生債務者　西岡　　隆
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月２日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第２０５号
東京都渋谷区西原２－14－７－102
再生債務者　飯田　一成
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月２日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第１９号
群馬県前橋市青柳町９番地１　ラーソミラグロⅠ　103号
再生債務者　恵田　周二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月４日
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再イ）第５２号
東京都国分寺市東恋ヶ窪二丁目３番地39リブリ・国分寺311
再生債務者　小林綾（旧姓石川）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月４日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再イ）第２０６号
東京都港区芝浦３－15－５－513
再生債務者　近藤耕太郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月２日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第２３８号
東京都中野区新井４－９－８－302
再生債務者　高橋　秀和
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月２日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第７号
宮崎県日向市大字財光寺3141番地２
再生債務者　島原　高浩
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月４日　宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（再イ）第１７号
相模原市緑区西橋本３丁目22番13号
再生債務者　宮原　颯太
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月２日
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（再イ）第２号
岩手県久慈市荒町二丁目57番地１　クリスタルハイツ203号室
再生債務者　関戸　　裕
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月２日　盛岡地方裁判所二戸支部

令和７年（再イ）第１２号
群馬県桐生市新宿１丁目10番31号
再生債務者　黒川　敏夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月４日　前橋地方裁判所桐生支部

令和８年（再イ）第２１４号
東京都杉並区上井草２―10―４―108
再生債務者　稲熊　真哉
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月30日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第２２３号
東京都板橋区蓮根３―15―１―1127
再生債務者　青木　英治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月30日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第５７号
神戸市北区西大池２丁目８番77号
再生債務者　向井　広宣
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月２日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和８年（再イ）第１１号
千葉県大網白里市季美の森南４丁目３番地14
再生債務者　赤井　淳一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月30日
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（再イ）第２１号
和歌山市南出島15番地　Ｄ―ｒｏｏｍ南出島203号
再生債務者　新井　峰利
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月30日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再イ）第１０号
宮城県石巻市開北２丁目17番23―１号
再生債務者　伊藤　　悟
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月２日
仙台地方裁判所石巻支部再生係

令和８年（再イ）第６号
相模原市中央区上溝４丁目17番４号
再生債務者　本田　　優
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月２日
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（再イ）第８５号
大阪府枚方市町楠葉２丁目13番26号
再生債務者　森岡　裕太
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月30日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第３０３号
大阪市西区九条南４丁目８番14号　306（営業所の住所　大阪市西区京町堀３―４―21プリーズガーデン京町堀703号室）
再生債務者　藤川　鉄生
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月30日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第８号
広島県廿日市市地御前二丁目14番41―103号（申立時住所）広島県広島市東区矢賀一丁目２番９―302号
再生債務者　野條　眞嗣
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月４日　高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（再イ）第１３号
香川県仲多度郡多度津町家中３番20―305号
再生債務者　山田　　彰
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月４日　高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（再イ）第６号
福島市岡島字岡本89番地の３
再生債務者　菅野　和之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月４日　福島地方裁判所

令和８年（再イ）第７号
福島市岡島字岡本89番地の３
再生債務者　菅野　仁美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月４日　福島地方裁判所

令和７年（再イ）第５２号
相模原市南区鵜野森２丁目６番23号
再生債務者　白井　真央（旧姓　菊池）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月４日
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（再イ）第１２号
相模原市緑区下九沢1936番地４
再生債務者　渋谷友一郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月４日
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（再イ）第７２号
大阪市東成区東今里３丁目３番９号　サンルーチェ東今里　205号
再生債務者　松山　　翼
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月２日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第１７９号
大阪府東大阪市菱屋西１丁目15番21号（前住所　大阪府東大阪市友井３丁目６番11号　プレゼンス弥刀Ａ　302号）
再生債務者　Ｈｏｒｏｍｕａ　Ｌｉｎｅこと　内田　翔成
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月２日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第２１７号

大阪市平野区瓜破２丁目１番49号　ディアコート平野403

再生債務者　エルグシステムこと　奥島　太一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年10月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年10月30日

大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第８９号

北九州市八幡西区東鳴水５丁目２番９号

再生債務者　鎌田　雅也

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年10月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年11月２日

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再イ）第７号

北海道室蘭市八丁平４丁目６番11号

再生債務者　浜野　貴信

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年10月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年11月４日

札幌地方裁判所室蘭支部再生係

令和８年（再イ）第１１号

山形県酒田市千日町17番12号　ヒルサイドテラス203号

再生債務者　竹田　　元

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年10月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年11月４日　山形地方裁判所酒田支部

令和８年（再イ）第１３号

茨城県土浦市常名1921番地

再生債務者　小野　尚宏

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年10月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年11月４日

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（再イ）第３８号

静岡県三島市谷田（御門）490番地の11　メゾンＭロード208

再生債務者　土屋　茂之

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年10月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年11月４日

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（再イ）第９７号

神戸市垂水区千鳥が丘２丁目４番38号

再生債務者　安部　浩司

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年10月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年11月２日

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和８年（再イ）第５７号

兵庫県姫路市保城786番地５

再生債務者　金田　卓也

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年10月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年11月４日　神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（再イ）第７７号

岡山市北区平山679番地５（旧住所）岡山市北区牟佐1110番地２

再生債務者　篠岡　克享

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年10月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年11月２日

岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第８号

広島市佐伯区三宅１丁目４番49－５号

再生債務者　藤田工業こと藤田　潤也

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年10月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年11月４日

広島地方裁判所民事第４部

行旅死亡人

本籍・住所・氏名、年齢等不詳、男性、所持金品なし

上記の者は、令和８年６月28日午前10時頃、姫路市別所町北宿456番地東方約７メートル先の雑木林内で、白骨化した頭部のみが発見されました。死亡日時及び死亡の原因は不明です。身元不明のため火葬に付し、遺骨を保管していますので、お心当たりの方は当市健康福祉局生活援護室まで申し出てください。

令和８年11月17日

兵庫県　　姫路市長　清元　秀泰

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

北海道帯広市西十六条南四丁目三四番一〇号

株式会社ＴＯＭＯＳＴＥＬＡＳ

代表清算人　大友　俊一

解散公告

当社は、令和八年十月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

北海道北広島市中央三丁目八番地四　三和ビル三〇二号室

株式会社樫青

代表清算人　菊地　幸博

解散公告

当社は、令和八年十月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

北海道恵庭市北柏木町三丁目一六九番地三

有限会社北海道パイプ設備

清算人　菊地　幸博

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

岩手県盛岡市月が丘三丁目四八番一六号一号室

代表清算人　才川　口商店

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

岩手県盛岡市月が丘三丁目四九番一三号二〇二号室

代表清算人　伊藤　田商事

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

岩手県盛岡市黒一六地割一二番地三

有限会社川景黒川温泉ラジウム保養所

清算人　久慈　順子

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

仙台市青葉区南吉成三丁目一四番地の一三

株式会社アグリラボ

代表清算人　佐藤　和宏

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

北海道恵庭市北柏木町三丁目一六九番地三

有限会社北海道パイプ設備

清算人　菊地　幸博

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

岩手県盛岡市月が丘三丁目四八番一六号一号室

株式会社才川口商店

代表清算人　才川　孝

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

岩手県盛岡市月が丘三丁目四九番一三号二〇二号室

株式会社寺田商事

代表清算人　伊藤　靖

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

岩手県盛岡市黒一六地割一二番地三

有限会社川景黒川温泉ラジウム保養所

清算人　久慈　順子

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

仙台市青葉区南吉成三丁目一四番地の一三

株式会社アグリラボ

代表清算人　佐藤　和宏

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

仙台市太白区金剛沢一丁目五番二五号一Ｆ

ベストライフ株式会社

代表清算人　柴崎　建治

解散公告

当社は、令和八年十月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

秋田県大仙市花館柳町二番三八号

有限会社秋南技研

清算人　藤田喜恵一

解散公告

当社は、令和八年十月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

秋田県仙北市田沢湖小松字二枚橋一〇〇番地

有限会社協伸商事

清算人　川村　和男

解散公告

当社は、令和八年十月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

秋田県由利本荘市矢島町城内字八森下五三二番地の四

有限会社松田家電

清算人　松田　信夫

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

山形県酒田市住吉町一〇番七〇号

特定非営利活動法人希望ヶ丘体育文化振興会

清算人　田中　隆一

解散公告

当社は株主総会決議で解散しました。債権者は本公告の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。期間内に申出のない方は清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

栃木県大田原市前田二一八番地

有限会社羽田屋商店　清算人　平山　久

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

埼玉県狭山市中央一丁目二五番四号

株式会社Ｇｒｅｅｎ&Ｃｈｅｃｋ

代表清算人　塩野谷幸子

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

埼玉県熊谷市新堀一〇七一番地三

完治邦株式会社

代表清算人　戴　耀　邦

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

埼玉県川口市西川口三―七―一四

合同会社リノベモ

清算人　岩佐　彰人

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

千葉県船橋市薬円台一丁目八番七号

株式会社長谷川重機

代表清算人　長谷川智美

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

千葉県船橋市本中山五丁目九番二号

有限会社跋渉堂

清算人　小川みどり

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目三番地

株式会社Ｃｅｌｌｅｎｃｅ

代表清算人　芳川　隼登

解散公告

当社は、令和八年十月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

千葉市稲毛区稲毛三丁目七番八号新富稲毛アパート第二一〇一号

興業株式会社

代表清算人　徐　金　林

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

千葉市美浜区新港六二番地

株式会社千葉新港学校給食サービス

代表清算人　本橋　護

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

千葉県木更津市東中央三丁目七番四―一〇九号

株式会社北部企画

代表清算人　上川　勝也

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

東京都中央区築地六丁目二五番一〇号

築地センタービル九階　株式会社Ｓｙｈ

代表清算人　加賀美明日香

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

一般社団法人ＡＰＬＳ　Ｓｅｎｄａｉ

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

合同会社Ascot Prime Logistics㈱

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

東京都千代田区大手町一丁目二番一号

ＭＢＫグローバル・メタル・マネジメント株式会社　代表清算人　和田哲二郎

解散公告

当社は、令和八年十月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

東京都足立区古千谷本町三丁目九番一〇―一一四号

株式会社damascus

代表清算人　長谷川　余

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号西新宿水間ビル二Ｆ　合同会社ＡｃｅＬｉｎｋ

清算人　株式会社ａｉｍ

職務執行者　馬場　隼

解散公告

当社は、令和八年十月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

東京都港区六本木六―一―二〇六本木電気ビル六階　知識衛星ジャパン株式会社

代表清算人　余　美婷

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

東京都品川区東大井五丁目二四番一六―五〇三号

合同会社ネオタイム

清算人　武田　宏

解散公告

当社は、令和八年十月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

東京都千代田区有楽町一丁目九番一号

株式会社ティー・エフ・アール総合研究所

代表清算人　亀岡　隆幸

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

東京都杉並区成田東一丁目八番三号

有限会社ケア・ハウス・しゃぼん玉

清算人　小嶋可奈子

解散公告

当社は、令和八年十月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

東京都大田区大森北三丁目四番四号ＫＴ大森ビル四―Ａ　小満家株式会社

代表清算人　張　云華

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

東京都港区南青山二丁目二番一五号ウィン青山六二二号　ＪＤ株式会社

代表清算人　西川　蕾

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

東京都足立区千住旭町一二番四号三幸ハイム一〇一

一般社団法人点字教材制作ネットワーク

代表清算人　大川　達也

解散公告

当社は、令和八年十月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

東京都台東区台東二丁目二七番三号ＮＳＫビル一〇Ｆ　千科匯盈株式会社

代表清算人　暨　漢波

解散公告

当社は、令和八年十月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

東京都大田区久が原三丁目三七番六号　有限会社土屋孝商店

清算人　土屋　有香

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号土志田ビルディング三Ｆ　一般社団法人ＳＡＫＥ―ＨＡＣＨＩ

代表清算人　中村　武

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

東京都新宿区若松町三三番九号　有限会社インターメディカ

清算人　髙橋伊満子

解散公告

当社は、令和八年十月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

東京都品川区西五反田五丁目一番三号　アラヤ株式会社

代表清算人　中嶌　重富

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

東京都渋谷区代々木三丁目一番三号　株式会社東京マンションリフォーム

代表清算人　山本ひさ枝

解散公告

当社は、令和八年十月二十九日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

東京都中央区日本橋本町二丁目四番七号　合同会社カヤノ原ウインドファーム

清算人　自然電力株式会社

職務執行者　川戸　健司

解散公告

当社は、令和八年十月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

東京都渋谷区桜丘町二二番一九号四階

ＣＴＰ　Ｃｏｎｓｕｌｔｉｎｇ＆Ｉｎｖｅｓｔｍｅｎｔ株式会社

代表清算人　中島　竜作

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

東京都青梅市長淵一丁目八番地の一

西東京ビジネスサービス株式会社

代表清算人　飯島　順一

解散公告

当法人は、令和八年十月三十日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

東京都新宿区西新宿三丁目七番一号新宿パークタワーＮ三〇階

一般社団法人日本福州十邑社団聯合総会

代表清算人　城山　清張

解散公告

当社は、令和八年十月二十七日開催の株主総会の決議により、同年十月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

東京都港区麻布十番二丁目一三番九号ココハウス十番三階

ＲＥ　ＴＯＫＹＯ株式会社

代表清算人　枝松　大樹

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

東京都渋谷区富ケ谷一丁目二九番二二号

株式会社アイアンバルブ

代表清算人　天下井教子

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

神奈川県鎌倉市七里ガ浜一丁目一五番一九号

株式会社シムテック

代表清算人　玄地　孝幸

解散公告

当法人は、令和八年八月一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

神奈川県相模原市南区相南三丁目二番五―二〇四号

特定非営利活動法人防災市民情報センター

清算人　齋藤　詮

解散公告

当社は、令和八年十月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

横浜市泉区新橋町八六三番地の四

有限会社三枝木事務所

清算人　三枝木富雄

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

神奈川県秦野市南矢名二二二三番地の四

東海ビル二〇一Ａ　双京株式会社

代表清算人　山根　武広

解散公告

当社は、総社員の同意により令和八年十月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

神奈川県平塚市豊田本郷一一八三―一

合同会社ＮＯＭＡＤＩＣ　ＷＡＹ

清算人　福井　献一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

新潟県三条市栗林五二三番地二

株式会社システムトップ

代表清算人　勝本　朗

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

石川県金沢市大額一丁目九八番地

株式会社金城コンサルタント

代表清算人　本村　正昭

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

石川県白山市柴木二丁目八四番地

有限会社スウィング

清算人　地原　外志

解散公告

当社は、令和八年九月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

静岡県伊東市八幡野一一九八番地の一一

有限会社川奈物産

清算人　藤井　藤子

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

愛知県長久手市久保山二五一四番地

株式会社アドホック

代表清算人　中川　則次

解散公告

当社は、令和八年十一月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

愛知県名古屋市瑞穂区下山町一丁目二一番地の六一

株式会社日本ユー・エス・インターナショナル　代表清算人　立松　辰朗

解散公告

当社は、令和八年六月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

愛知県名古屋市港区正徳町五丁目一一五番地二

合同会社Ｌａｌａｓｏ

清算人　馬　英

解散公告

当社は、令和八年十月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

愛知県愛西市大井町宮新田三番地の二

有限会社サンコーテクノ

清算人　帆保　昌昭

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

名古屋市東区東大曽根町三七番一号

株式会社名宝コンサルタント

代表清算人　青木　伸雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

名古屋市守山区大字中志段味字西山島一八六九番地の一

株式会社センス

代表清算人　野田　佳慎

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

愛知県豊田市西町三丁目二六番地

有限会社桜井美容室

清算人　櫻井　博人

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

京都市右京区嵯峨二尊院門前往生院町二一番地

株式会社京都キルト工業

代表清算人　渡邉　喜平

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

大阪市天王寺区四天王寺一丁目五番二二―一四〇二号

合同会社パキラ

清算人　武田　宏

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

大阪市北区大深町三番四〇―六〇六号

すばる株式会社

代表清算人　岡村　勝正

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

大阪市旭区高殿三丁目一八番一三号

株式会社ギボデンキ

代表清算人　岐保　安男

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

大阪市中央区松屋町九番二〇号ローレルステート松屋町五一〇Ｂ

徳瑪克株式会社

代表清算人　姜　君珺

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

大阪府泉南郡田尻町りんくうポート北一番地

有限会社三宝商会

清算人　戎　敬史

解散公告

当社は、令和八年十月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

大阪市中央区高麗橋一丁目二番三号

株式会社エム参拾壱

代表清算人　玉井　彰人

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

大阪市東淀川区下新庄一丁目四番一〇号

株式会社花岡電工

代表清算人　花岡扶美恵

解散公告

当社は、令和八年十一月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

大阪市中央区淡路町一丁目五番一〇―五〇四号

利有株式会社

代表清算人　木戸　清

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

兵庫県尼崎市武庫町三丁目三番二―四〇六号

株式会社淀川建設

代表清算人　上川　勝也

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

兵庫県尼崎市武庫町三丁目三番二―三〇八号

株式会社立花建設

代表清算人　上川　勝也

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

兵庫県三木市緑が丘町西二丁目四三番地の三

株式会社森田工務店

代表清算人　森田　学

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十七日

兵庫県神戸市垂水区上高丸一丁目七番四五号サンハイツ上高丸一〇一号

株式会社ぴあライツ

代表清算人　清水　正人

解散公告

当法人は、令和八年十月四日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十一月十七日
奈良県生駒市壱分町六〇七番地一三
特定非営利活動法人いこま空き家相談センター
清算人　坂本　剛伸

解散公告

当公社は、令和八年十月三十日和歌山県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十一月十七日
和歌山県田辺市東山一丁目五番一号
田辺市土地開発公社
清算人　林　誠一

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十一月十七日
岡山市南区福成三丁目一〇番四七号
株式会社ＡｌｏｈｉＰＩＫＩ
代表清算人　若林　訓子

解散公告

当社は、令和八年十一月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十一月十七日
岡山県岡山市南区箕島一〇二〇番地一
有限会社ライトウエイ
清算人　木村　和明

解散公告

当社は、令和八年十月二十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十一月十七日
山口県宇部市神原町二丁目八番三一―五〇一号
クレストバイオ株式会社
代表清算人　鄭　明好

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十一月十七日
福岡県春日市日の出町六丁目二二番地
株式会社今村商会
代表清算人　今村由紀男

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十一月十七日
福岡県朝倉郡筑前町野町一六三三番地五
有限会社ホット・オアシス
清算人　加藤　慶太

解散公告

当組合は、令和八年十月三十一日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十一月十七日
大分県津久見市大字徳浦二〇五九番地
協同組合津久見ファインセラミックス研究センター
清算人　関　竜一郎

解散公告

当社は、平成十八年一月九日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十一月十七日
宮崎県宮崎市吉村町北中甲一二四五番地一五
有限会社光明社不動産
清算人　阿部　一保

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十一月十七日
宮崎県宮崎市大字芳士三五六九番地四
株式会社井上ファーム
代表清算人　井上　浩美

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十一月十七日
鹿児島市伊敷七丁目九番二号
株式会社テクノマックス南日本
代表清算人　遠矢　博明

解散公告

当法人は、令和八年三月十七日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十一月十七日
沖縄県八重山郡竹富町字鳩間五五四番地
特定非営利活動法人南の島々・守り隊
代表清算人　西原　啓栄

解散公告（第一回）

当組合は、令和八年九月十六日付東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十一月十七日
東京都品川区西品川一丁目七番一号
西品川一丁目地区市街地再開発組合
代表清算人　仲俣　悟

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年十月十四日福島地方裁判所の解散命令の確定により解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十一月十七日
福島県福島市山田字神場五番地
清算法人龍音寺
清算人　井上　航

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十一月十七日
東京都江戸川区瑞江二丁目二二番五号グリーンハウス下鎌田一階Ｂ号室
医療法人社団浩然会
清算人　渡邊　浩次

解散公告（第二回）

当土地改良区は、令和八年十月二十七日に解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年十一月十六日）の翌日から二箇月以内に清算人に申し出られたく、土地改良法（昭和二十四年法律第一九五号）第六十九条の二の規定により公告します。
なお、当該期間内に申し出がないときは、清算から除斥します。
令和八年十一月十七日
大阪府吹田市泉町一丁目三番四〇号
清算法人吹田土地改良区
代表清算人　村田　幸夫

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年九月八日高松地方裁判所観音寺支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十一月十七日
香川県三豊市山本町二三二三番地
宗教法人般若寺
清算人　弁護士　秋月　智美
連絡先　香川県観音寺市坂本町一丁目三番一七号グランシャトー坂本二階
有明法律事務所

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十七日

東京都板橋区板橋一丁目四二番一八号

板橋運送株式会社

代表取締役　清水　俊孝

記

株主名簿上の株主の氏名または名称及び住所	株式の種類及び数
田中　角松　東京都練馬区富士見台二丁目四〇番一号	普通株式　四六二〇株
横山　義重　東京都豊島区雑司が谷三丁目一〇番八号	同　三〇〇株

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道岩見沢市幌向北二条一丁目六一一番地一四、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　澁谷　康弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十七日

北海道岩見沢市一条西五丁目四番地二ライズビル二階弁護士法人小寺・松田法律事務所　相続財産清算人　弁護士　小野田充宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市南七条通二十三丁目一九七六番地、最後の住所北海道旭川市南七条通二十三丁目一九七六番地の三三一

被相続人　亡　石川　壽明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十七日

北海道旭川市六条通八丁目三六―二五セントラル旭川ビル２Ｃ　緑橋通法律事務所　相続財産清算人　弁護士　小林　大晋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県福島市荒井字地蔵原丁五番地、最後の住所福島県福島市荒井字苗代添四三番地

被相続人　亡　藤田登志郎

令和八年十一月十七日

事務所千葉県君津市東坂田一丁目三番三号　京葉君津ビル四階君津法律事務所　相続財産清算人　弁護士　矢野　智之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県下田市三丁目六八九番地、最後の住所千葉県富里市日吉台三丁目八番地五

被相続人　亡　川村　行夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十七日

事務所千葉市中央区中央三丁目五番一号クリエ千葉中央六階Ｂ号室かなで法律事務所　相続財産清算人　弁護士　相田　敦史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県鶴岡市松根字下松根三〇一番地、最後の住所千葉県柏市十余二　一七五番地四二　養護老人ホームひかり隣保館

被相続人　亡　近藤　勲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十七日

事務所千葉県松戸市西馬橋蔵元町九七　島野ゆかり法律事務所　相続財産清算人　弁護士　島野由夏里

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市中央区蘇我一丁目三五番地一一、最後の住所千葉市中央区蘇我町二丁目六一〇番地三一

被相続人　亡　高橋　茂之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十七日

事務所千葉県君津市東坂田一丁目三番三号　京葉君津ビル四階君津法律事務所　相続財産清算人　弁護士　矢野　智之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県下田市三丁目六八九番地、最後の住所千葉県富里市日吉台三丁目八番地五

被相続人　亡　川村　行夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十七日

事務所千葉市中央区中央三丁目五番一号クリエ千葉中央六階Ｂ号室かなで法律事務所　相続財産清算人　弁護士　相田　敦史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県鶴岡市松根字下松根三〇一番地、最後の住所千葉県柏市十余二　一七五番地四二　養護老人ホームひかり隣保館

被相続人　亡　近藤　勲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十七日

事務所千葉県松戸市西馬橋蔵元町九七　島野ゆかり法律事務所　相続財産清算人　弁護士　島野由夏里

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市中央区蘇我一丁目三五番地一一、最後の住所千葉市中央区蘇我町二丁目六一〇番地三一

被相続人　亡　高橋　茂之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十七日

事務所千葉県君津市中央区中央三丁目八番八号　中央ＣＩＢビル七階　かんま法律事務所　相続財産清算人　弁護士　合間　利

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県相模原市緑区川尻五一九七番地、最後の住所東京都国立市北一丁目七番の一　クレッセント国立ディアナプレイス一一〇四

被相続人　亡　武内　和雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月十八日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十七日

事務所東京都立川市曙町二丁目三一番一五号日住金立川ビル六階　弁護士法人福澤法律事務所立川支所　相続財産清算人　弁護士　池浦　慧

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県白山市出合島町九二番地、最後の住所石川県金沢市玉鉾一丁目一六八番地松本ビル・二〇一号

被相続人　亡　金森　孝之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十七日

石川県金沢市南町四―五五ＷＡＫＩＴＡ金沢ビル五階　金沢・百万石通り法律事務所　相続財産清算人　弁護士　南川　泰則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県安曇野市豊科南穂高三九三三番地四、最後の住所長野県安曇野市穂高有明五七一八番地三一六

被相続人　亡　飯沼　聖道

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十七日

長野県大町市大町二五一一番地三大町商工会館二階　あおぞら法律事務所　相続財産清算人　弁護士　金枝由香里

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県松本市大字新村八五番地、最後の住所長野県松本市大字島立三九九一番地四

被相続人　亡　小野　厚志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十七日

長野県大町市大町二五一一番地三大町商工会館二階　あおぞら法律事務所

相続財産清算人　弁護士　金枝真佐尋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県小野市万勝寺町九二六番地、最後の住所兵庫県小野市万勝寺町九二六番地の三

被相続人　亡　市村　穣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十七日

事務所兵庫県小野市王子町二二番地一二一ーズハイツ王子一〇三号　弁護士法人菜の花支所　菜の花小野法律事務所

相続財産清算人　弁護士　若原　暁昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県五條市田園三丁目三一番地一五、最後の住所奈良県五條市田園三丁目三一番地の一五

被相続人　亡　松尾　大喜

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十七日

奈良県橿原市内膳町一―一―一九セレーノビル二階　なら法律事務所

相続財産清算人　弁護士　朝守　令彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府豊中市庄内栄町三丁目二番、最後の住所和歌山県日高郡美浜町大字和田一一三八番地の一八〇　養護老人ホームときわ寮

被相続人　亡　岸本　孝治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十七日

事務所和歌山県御坊市薗二九九番地一

相続財産清算人　司法書士　福田　常

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下関市秋根上町三丁目七二〇番地一、最後の住所山口県下関市三河町一〇番二五―二一二号　心の駅下関三河ホーム

被相続人　亡　石井　正明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十七日

山口県下関市観音崎町一二番一〇号太陽生命下関ビル五階　島田法律事務所

相続財産清算人　弁護士　島田　直行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県佐世保市光月町一二番地、最後の住所長崎県佐世保市十郎新町一四番一号　十郎原住宅三番館一一二号

被相続人　亡　北村　信之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十七日

長崎県佐世保市木場田町三番三四号　土井総合ビル三階　横田雄介法律事務所

相続財産清算人　弁護士　横田　雄介

所有者不明土地及び建物管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項及び第十六項の規定により、次のとおり供託しました。

一　対象土地　神戸市灘区記田町五丁目一番一六

対象建物　神戸市灘区記田町五丁目一番地一六家屋番号一番一六

二　供託所　神戸地方法務局

三　供託番号

(一)　対象土地　令和八年度金第一八四九号

(二)　対象建物　令和八年度金第一八四九号

四　供託金額

(一)　対象土地　一八、四四〇、一五八円

(二)　対象建物　〇円

五　裁判所　神戸地方裁判所

六　事件名　所有者不明土地及び建物管理命令申立事件

七　事件番号　令和七年（チ）第五十一号

令和八年十一月十七日

神戸市中央区中町通二丁目一番一八号ＪＲ神戸駅ＮＫビル六階　方円法律事務所

所有者不明土地及び建物管理人

瀬川　嘉章

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　笹川　剛

住所　神奈川県横浜市戸塚区汲沢七丁目六番二六―一〇二号

生年月日　昭和四十六年一月二十一日

二　供託所　横浜地方法務局

三　供託番号　令和八年度金第五七九九号

四　供託金額　五二、三四〇円

五　裁判所　横浜家庭裁判所

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和八年（家）第四五〇一八号

令和八年十一月十七日

横浜市中区海岸通一―三海事ビル三階

不在者財産管理人　弁護士　青木　康郎

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　大畑　丈志

住所　愛知県安城市二本木新町一丁目七番地三

生年月日　昭和二十一年三月十五日

二　供託所　名古屋法務局

三　供託番号　令和八年度金第四一六七号

四　供託金額　二四二、〇〇五円

五　裁判所　名古屋家庭裁判所

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和六年（家）第五九七号

令和八年十一月十七日

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目六番一七号ケイズ・ビー三〇七号　二村綜合法律事務所

不在者財産管理人　弁護士　二村　到

決　算　公　告

令和８年11月17日

東京都千代田区丸の内一丁目６番５号

株式会社ＧｅｏＤｒｅａｍｓ

代表取締役　中村　誠司

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	42,664	流動負債	290,248
固定資産	227,762	固定負債	162,734
繰延資産	1,855	株主資本	△ 180,710
		資本金	100,000
		資本剰余金	100,000
		資本準備金	100,000
		利益剰余金	△ 380,710
		その他利益剰余金	△ 380,710
		（うち当期純損失）	(130,745)
		新株予約権	9
資産合計	272,281	負債・純資産合計	272,281

第 20 期 決 算 公 告

2026年９月18日

大阪市中央区南船場１丁目３番５号

株式会社アンビシャス

代表取締役　田中　正

貸借対照表の要旨

（2026年６月30日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,290	流動負債	1,310
固定資産	1,538	（うち賞与引当金）	(21)
繰延資産	2	固定負債	1,037
		（うち賃料保証損失引当金）	(6)
		株主資本	482
		資本金	40
		利益剰余金	442
		その他利益剰余金	442
		（うち当期純利益）	(60)
		新株予約権	0
資産合計	2,829	負債・純資産合計	2,829

第54期決算公告

令和８年11月17日
北海道釧路市愛国東三丁目８番15号
株式会社我満商店
代表取締役　堤　大

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	117,462,253
	固定資産	7,857,884
	資産合計	125,320,137
負純資産及び部	流動負債	12,227,838
	賞与引当金	933,000
	固定負債	9,895,000
	株主資本	103,197,299
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	93,197,299
	利益準備金	2,500,000
	その他利益剰余金	90,697,299
	（うち当期純損失）	(5,298,911)
	負債・純資産合計	125,320,137

第１期決算公告

令和８年11月17日
東京都渋谷区道玄坂一丁目16番３号
三崎未来ホールディングス株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	2,476
	固定資産	526
	有形固定資産	278
	投資その他の資産	248
	資産合計	3,002
負純資産及び部	流動負債	1,795
	固定負債	965
	株主資本	242
	資本金	8
	資本剰余金	15
	その他資本剰余金	15
	利益剰余金	219
	その他利益剰余金	219
	（うち当期純利益）	(21)
	負債・純資産合計	3,002

第２期決算公告

令和８年11月17日
東京都渋谷区道玄坂一丁目16番３号
三崎未来ホールディングス株式会社

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	8,677
	固定資産	870
	有形固定資産	643
	投資その他の資産	227
	資産合計	9,547
負純資産及び部	流動負債	6,450
	固定負債	1,638
	株主資本	1,459
	資本金	100
	資本剰余金	15
	その他資本剰余金	15
	利益剰余金	1,344
	その他利益剰余金	1,344
	（うち当期純利益）	(1,125)
	負債・純資産合計	9,547

決算公告

令和８年11月17日
東京都台東区浅草橋五丁目29番８号
株式会社エスパック
代表取締役　渡邉　昭一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	1,120,442
	固定資産	94,642,000
	合計	95,762,442
負純資産及び部	株主資本	95,762,442
	資本金	50,000,000
	資本剰余金	50,000,000
	資本準備金	50,000,000
	利益剰余金	△4,237,558
	繰越利益剰余金	△4,237,558
	（うち当期純損失）	(398,633)
	合計	95,762,442

2025年度決算公告

2026年11月17日
東京都港区三田三丁目５番27号
住友不動産東京三田サウスタワー10階
株式会社Ｈ２Ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ
代表取締役　川嶋　啓嗣

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	324,518
	固定資産	40,163
	資産合計	364,682
負純資産及び部	流動負債	101,223
	固定負債	14,003
	株主資本	249,455
	資本金	190,000
	資本剰余金	401,000
	資本準備金	401,000
	利益剰余金	△341,544
	その他利益剰余金	△341,544
	（うち当期純損失）	(95,125)
	負債・純資産合計	364,682

第63期決算公告

令和８年11月17日
茨城県水戸市笠原町600番地90
明豊商事株式会社
代表取締役社長　園田　修也

貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	633,043
	固定資産	18,169
	資産合計	651,212
負純資産及び部	流動負債	254,309
	固定負債	8,396
	株主資本	385,276
	資本金	10,000
	利益剰余金	375,276
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	372,776
	（うち当期純利益）	(29,204)
	評価・換算差額等	3,229
	負債・純資産合計	651,212

第53期決算公告

令和８年11月17日
静岡県富士市中島535番地の４
株式会社富士平安閣互助会
代表取締役　山﨑　建治

貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,617,250
	固定資産	2,749,788
	合計	4,367,038
負純資産及び部	流動負債	23,989
	固定負債	3,566,257
	株主資本	776,792
	資本金	20,000
	資本剰余金	0
	資本準備金	0
	利益剰余金	756,792
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	754,292
	（うち当期純利益）	(22,182)
	合計	4,367,038

第51期決算公告

令和８年11月17日
岐阜県高山市総和町３丁目96番地
株式会社三礼
代表取締役　古橋　直彦

貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,741,321
	固定資産	685,994
	資産合計	2,427,315
負純資産及び部	流動負債	143,039
	固定負債	1,407,382
	株主資本	876,894
	資本金	22,500
	利益剰余金	854,394
	利益準備金	5,625
	その他利益剰余金	848,769
	（うち当期純利益）	(24,154)
	負債・純資産合計	2,427,315

第８期決算公告

令和８年11月17日
東京都千代田区内幸町一丁目３番１号
サイプレス・インベストメント・マネジメント株式会社
代表取締役　宮嵜　桂壽

貸借対照表の要旨
（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	46,917
	固定資産	28,761
	合計	75,678
負純資産及び部	流動負債	6,430
	株主資本	69,247
	資本金	9,000
	利益剰余金	60,247
	その他利益剰余金	60,247
	（うち当期純利益）	(16,686)
	合計	75,678

第４期決算公告

令和８年11月17日
大阪市中央区本町四丁目４番６号
株式会社ＭＯＰＵＳ
代表取締役　森　清隆

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	85,640
	固定資産	29,152
	合計	114,793
負純資産及び部	流動負債	36,796
	固定負債	30,096
	株主資本	47,900
	資本金	9,900
	利益剰余金	38,000
	その他利益剰余金	38,000
	（うち当期純利益）	(37,122)
	合計	114,793

第３期決算公告

令和８年11月17日
東京都中央区八丁堀四丁目２番10号ＡＯＪ税理士法人内
Ｈ－ＱＵＥＳＴ特定目的会社
取締役　出澤　貴人

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	9,295,553	流動負債	24,653
固定資産	9,295,553	固定負債	6,260,646
その他資産	816,880	負債合計	6,285,299
流動資産	703,566	社員資本	3,827,134
固定資産	94,706	特定資本金	100
繰延資産	18,607	優先資本金	3,934,000
		第１回優先出資	2,545,000
		第２回優先出資	1,389,000
		剰余金	△106,965
		当期未処理損失	106,965
		純資産合計	3,827,134
資産合計	10,112,433	負債・純資産合計	10,112,433

損益計算書の要旨
（自　令和８年２月１日　至　令和８年７月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	276,030
営業費用	282,486
営業損失	6,456
営業外収益	1,544
経常損失	4,911
税引前当期純損失	4,911
法人税、住民税及び事業税	475
当期純損失	5,386
前期繰越損失	101,579
当期未処理損失	106,965

第 60 期 決 算 公 告

令和８年 11 月 17 日

京都市中京区西ノ京中御門東町134番地

株式会社セレマ

代表取締役　齋藤秀麻呂

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	69,103	流動負債	11,160
固定資産	105,519	固定負債	86,058
有形固定資産	87,135	**負債の部合計**	**97,218**
無形固定資産	67	株主資本	77,405
投資その他の資産	18,317	資本金	100
		利益剰余金	77,305
		利益準備金	17
		その他利益剰余金	77,288
		純資産の部合計	**77,405**
資産合計	**174,623**	**負債・純資産合計**	**174,623**

損益計算書の要旨

（自　令和７年８月１日　至　令和８年７月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	33,997
売上原価	23,319
売上総利益	10,679
販売費及び一般管理費	5,503
営業利益	5,176
営業外収益	1,324
営業外費用	254
経常利益	6,246
特別利益	48
特別損失	0
税引前当期純利益	6,294
法人税、住民税及び事業税	2,207
法人税等調整額	△36
当期純利益	4,123

第 73 期 決 算 公 告

令和８年 11 月 17 日

名古屋市中区錦三丁目11番31号

土井商事株式会社

代表取締役　土井　　肇

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	225,053
	固定資産	325,070
	合計	**550,123**
負債及び純資産の部	流動負債	48,829
	固定負債	0
	株主資本	501,294
	資本金	100,000
	利益剰余金	401,294
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	376,294
	（うち当期純利益）	（40,125）
	合計	**550,123**

第 51 期 決 算 公 告

令和８年 11 月 17 日

滋賀県湖南市正福寺1271番地

株式会社川合製作所

代表取締役　川合　充彦

貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	3,997
	固定資産	54,410
	合計	**58,407**
負債及び純資産の部	流動負債	2,397
	固定負債	19,752
	株主資本	36,257
	資本金	30,000
	利益剰余金	6,257
	利益準備金	184
	その他利益剰余金	6,073
	（うち当期純利益）	（1,736）
	合計	**58,407**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月二十一日であり、株主総会の決議は、令和八年十月二十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十一月十七日

滋賀県湖南市正福寺一二七一番地

株式会社川合製作所

代表取締役　川合　充彦

第 53 期 決 算 公 告

令和８年 11 月 17 日

名古屋市中区錦三丁目11番31号

ヤマニンスタリオン株式会社

代表取締役　土井　　肇

貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	424,698
	固定資産	232,076
	合計	**656,774**
負債及び純資産の部	流動負債	21,141
	固定負債	0
	株主資本	635,633
	資本金	60,000
	利益剰余金	575,633
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	560,633
	（うち当期純利益）	（22,639）
	合計	**656,774**

第 15 期決算公告

令和８年11月17日

鳥取市里仁312番地１

株式会社さとに医食同源

代表取締役　松田　瞬志

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	37,810
	固定資産	30,250
	繰延資産	1,811
	合計	**69,873**
負債及び純資産の部	流動負債	38,165
	固定負債	19,363
	株主資本	12,344
	資本金	10,000
	利益剰余金	2,344
	その他利益剰余金	2,344
	（うち当期純利益）	（2,385）
	合計	**69,873**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の開示義務はありません。

令和八年十一月十七日

鳥取市里仁三一二番地一

（甲）株式会社さとに医食同源

代表取締役　松田　瞬志

鳥取市里仁三一二番地一

（乙）合同会社さとに千両

代表社員　尾崎　裕介

第 11 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 30 日

名古屋市中村区名駅南２丁目14番19号

住友生命名古屋ビル25階

株式会社ＴＭソリューション

代表取締役　川浦　弘之

貸借対照表の要旨

（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	293,187
	固定資産	4,391
	合計	**297,578**
負債及び純資産の部	流動負債	116,086
	固定負債	45,845
	株主資本	135,645
	資本金	37,600
	利益剰余金	98,045
	（うち当期純利益）	（9,552）
	合計	**297,578**

第 11 期 決 算 公 告

令和８年 11 月 17 日

東京都港区元赤坂一丁目１番７―1006号

PJMF Investments特定目的会社

取締役　菊地　耕平

貸借対照表の要旨

（令和８年８月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
特定資産	17	流動負債	4
流動資産	17	固定負債	―
固定資産	―	**負債合計**	**4**
その他の資産	1,411	**純資産の部**	
流動資産	1,405	社員資本	1,424
繰延資産	6	特定資本金	0
		優先資本金	994
		剰余金	430
		当期未処分利益	430
		純資産合計	**1,424**
資産合計	**1,428**	**負債・純資産合計**	**1,428**

損益計算書の要旨

（自　令和８年６月１日　至　令和８年８月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	13
営業費用	47
営業損失	33
営業外収益	22
営業外費用	―
経常損失	11
特別利益	442
税引前当期純利益	430
法人税、住民税及び事業税	0
当期純利益	430
前期繰越利益	1,371
優先出資配当額	△1,371
当期未処分利益	430

第 26 期 決 算 公 告

令和８年 11 月 17 日

京都市中京区西ノ京中御門東町136番地

株式会社らくらくクラブ

代表取締役　齋藤秀麻呂

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	3,814,955
	固定資産	10
	資産合計	**3,814,965**
負債及び純資産の部	流動負債	3,736,509
	負債の部合計	**3,736,509**
	株主資本	78,456
	資本金	30,000
	利益剰余金	48,456
	その他利益剰余金	48,456
	（うち当期純利益）	（11,210）
	純資産の部合計	**78,456**
	負債・純資産合計	**3,814,965**

第79期決算公告　令和８年11月17日
大阪市浪速区難波中三丁目３番７号
かんき株式会社
代表取締役　大津　悦朗
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,940,020
	固定資産	1,530,851
	繰延資産	1,090
	合計	5,471,962
負純資債及産のび部	流動負債	2,500,959
	固定負債	1,576,421
	株主資本	1,394,581
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,367,121
	利益準備金	3,250
	その他利益剰余金	1,363,871
	(うち当期純利益)	(131,905)
	自己株式	△2,540
	合計	5,471,962

第27期決算公告
令和８年９月25日
東京都千代田区大手町一丁目７番２号
東京サンケイビル27階
パックネットサービス・ジャパン株式会社
代表取締役社長　伊藤　悠祐
貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,674	流動負債	2,656
固定資産	22,660	固定負債	50,042
		株主資本	△27,363
		資本金	240
		資本剰余金	239
		資本準備金	216
		その他資本剰余金	23
		利益剰余金	△27,842
		その他利益剰余金	△27,842
資産合計	25,335	負債・純資産合計	25,335

損益計算書の要旨
（自　令和７年７月１日　至　令和８年６月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	3,246
売上原価	2,244
売上総利益	1,002
販売費及び一般管理費	859
営業利益	142
営業外収益	4,071
営業外費用	3,988
経常利益	225
税引前当期純利益	225
法人税、住民税及び事業税	177
法人税等調整額	△255
当期純利益	303

第38期決算公告　令和８年11月17日
佐賀県佐賀市久保田町大字徳万1853番地３
株式会社バイオテックス
代表取締役　原田　烈
貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	154,993
	固定資産	207,863
	繰延資産	90
	合計	362,946
負純資債及産のび部	流動負債	137,577
	株主資本	225,369
	資本金	20,000
	利益剰余金	205,369
	(利益準備金)	(4,016)
	(その他利益剰余金)	(208,353)
	(自己株式)	(△7,000)
	(うち当期純利益)	(13,222)
	合計	362,946

第８期決算公告
令和８年11月17日
茨城県つくば市竹園一丁目６番地１
株式会社Ｂｌｏｏｍ　Ａｃｔ
代表取締役　髙野　峻
貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	742,600
	固定資産	125,868
	繰延資産	294
	合計	868,762
負純資債及産のび部	流動負債	227,809
	固定負債	94,130
	株主資本	546,823
	資本金	50,000
	利益剰余金	496,823
	その他利益剰余金	496,823
	(うち当期純利益)	(169,220)
	合計	868,762

新設分割公告
当社は、新設分割により新設する株式会社Ｂｌｏｏｍ　Ａｃｔ（住所茨城県つくば市竹園一丁目六番地一）に対して当社の一切の事業（但し、ＲＯＯＭＳ事業及びこれに付随する事業を除く。）に関する権利義務を承継させることにいたしました。なお、当社は、新設分割の効力発生日に商号変更をする予定です。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年十一月十七日
茨城県つくば市竹園一丁目六番地一
株式会社Ｂｌｏｏｍ　Ａｃｔ
代表取締役　髙野　峻

第22期決算公告
令和８年11月17日
東京都中央区京橋一丁目１－１
Ｇ－ＦＡＳ株式会社
代表取締役　安藤　栄一
貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	506
	固定資産	93
	資産合計	598
負純資債及産のび部	流動負債	63
	固定負債	126
	株主資本	409
	資本金	10
	利益剰余金	399
	利益準備金	3
	その他利益剰余金	396
	負債・純資産合計	598

(注)　当期純利益　95百万円

第39期決算公告
令和８年11月17日
東京都渋谷区笹塚二丁目47番１号
株式会社アークブレイン
代表取締役　土橋　英三
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	13,836,876
	固定資産	248,457
	資産合計	14,085,333
負純資債及産のび部	流動負債	12,576,751
	固定負債	11,188,000
	株主資本	△9,679,418
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	△29,679,418
	その他利益剰余金	△29,679,418
	(うち当期純利益)	(3,166,019)
	負債・純資産合計	14,085,333

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一千万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年十一月十七日
東京都渋谷区笹塚二丁目四七番一号
株式会社アークブレイン
代表取締役　土橋　英三

第26期決算公告　令和８年９月25日
東京都千代田区大手町一丁目７番２号
東京サンケイビル27階
テルストラ・ジャパン株式会社
代表取締役社長　伊藤　悠祐
貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,555,304
	固定資産	2,859,020
	資産合計	7,414,324
負純資債及産のび部	流動負債	5,333,741
	有給休暇引当金	46,719
	固定負債	117,078
	株主資本	1,957,740
	資本金	97,250
	利益剰余金	1,860,490
	その他利益剰余金	1,860,490
	(うち当期純利益)	(153,585)
	新株予約権	5,766
	負債・純資産合計	7,414,324

第15期決算公告
令和８年11月17日
愛媛県宇和島市築地町二丁目２番７号
株式会社ビストロプラス
代表取締役　岩村　敬士
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	163,134
	固定資産	78,817
	繰延資産	185
	合計	242,136
負純資債及産のび部	流動負債	37,491
	固定負債	143,452
	株主資本	103,525
	資本金	3,000
	利益剰余金	100,525
	その他利益剰余金	100,525
	(うち当期純利益)	(11,150)
	評価・換算差額等	△42,333
	合計	242,136

新設分割公告
当社は、新設分割により新設するＴホールディングス株式会社（住所愛媛県松山市小栗五丁目四番三四号）に対して当社の全事業に関する権利義務の一部を承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年十一月十七日
愛媛県宇和島市築地町二丁目二番七号
株式会社ビストロプラス
代表取締役　岩村　敬士

第11期決算公告

令和８年11月17日

福岡市博多区上呉服町１番８号

株式会社クレディセイフ企業情報

代表取締役　奈良岡善行

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,027,346
	固定資産	13,233
	繰延資産	150,773
	合計	1,191,353
負債純資産及び部	流動負債	2,316,720
	株主資本	△1,125,367
	資本金	10,000
	利益剰余金	△1,135,367
	その他利益剰余金	△1,135,367
	（うち当期純利益）	(1,625,849)
	合計	1,191,353

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億四千九百九十九万九千円、資本準備金の額を四億八千九百九十九万九千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十七日

福岡市博多区上呉服町一番八号

株式会社クレディセイフ企業情報

代表取締役　奈良岡善行

第２期決算公告

令和８年10月26日

東京都新宿区西新宿二丁目６番１号

株式会社アクシージアテクノロジー

代表取締役　段　　卓

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	71,387
	固定資産	1,260
	資産合計	72,647
負債純資産及び部	流動負債	3,243
	賞与引当金	213
	固定負債	70,000
	株主資本	△595
	資本金	15,000
	資本剰余金	15,000
	資本準備金	15,000
	利益剰余金	△30,595
	その他利益剰余金	△30,595
	（うち当期純損失）	(21,053)
	負債・純資産合計	72,647

第65期決算公告

令和８年11月17日

東京都板橋区板橋一丁目47番５号

株式会社ハリカ

代表取締役　原口　昭子

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,660,267
	固定資産	1,709,328
	合計	5,369,595
負債純資産及び部	流動負債	1,519,513
	固定負債	2,479,736
	株主資本	1,370,345
	資本金	90,000
	資本剰余金	25,002
	その他資本剰余金	25,002
	利益剰余金	1,255,343
	利益準備金	45,000
	その他利益剰余金	1,210,343
	（うち当期純損失）	(57,702)
	合計	5,369,595

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社ハリカ（乙、東京都板橋区板橋一丁目四七番五号）の運営する全ての事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

効力発生日は令和九年一月一日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和八年十一月十七日

東京都練馬区東大泉三丁目三〇番一七号

株式会社ハリカ

代表取締役　丸山　広志

第33期決算公告

令和８年11月17日

東京都中央区八重洲一丁目５番15号

株式会社フィール

代表取締役　田中　　至

貸借対照表の要旨

（令和８年４月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	57
	固定資産	164
	合計	221
負債純資産及び部	流動負債	368
	固定負債	101
	株主資本	△249
	資本金	20
	利益剰余金	△269
	その他利益剰余金	△269
	（うち当期純利益）	(2)
	合計	221

第20期決算公告

令和８年11月17日

東京都渋谷区南平台町３－８

株式会社Ｍキャピタル

代表取締役　三枝　昭仁

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	319
	固定資産	343
	合計	662
負債純資産及び部	流動負債	0
	株主資本	662
	資本金	0
	利益剰余金	1,092
	その他利益剰余金	1,092
	（うち当期純利益）	(55)
	自己株式	△430
	合計	662

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二億六千八百五十万円、資本準備金の額を二億六千八百四十七万五千円減少し、それぞれ十万円、二万五千円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月二十五日を予定しており、株主総会の決議は令和八年十月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十七日

東京都渋谷区南平台町三－八

株式会社Ｍキャピタル

代表取締役　三枝　昭仁

第18期決算公告

令和８年11月17日

東京都渋谷区神宮前一丁目４番16号

株式会社フライングペンギンズ

代表取締役　木下　由佳

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	57,747,260
	固定資産	3
	合計	57,747,263
負債純資産及び部	流動負債	1,337,243
	固定負債	0
	株主資本	56,410,020
	資本金	80,000,000
	利益剰余金	△23,589,980
	その他利益剰余金	△23,589,980
	（うち当期純損失）	(166,067)
	合計	57,747,263

第６期決算公告

令和８年11月17日

奈良県北葛城郡広陵町古寺546番地

ＡＬＨｅＸａ株式会社

代表取締役　安田　　誠

貸借対照表の要旨

（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	66,005
	固定資産	2,678
	合計	68,683
負債純資産及び部	流動負債	19,804
	固定負債	503,300
	株主資本	△454,421
	資本金	30,000
	利益剰余金	△484,421
	その他利益剰余金	△484,421
	（うち当期純損失）	(55,696)
	合計	68,683

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＡＬＨｅＸａ株式会社（住所大阪市中央区南船場一丁目一一番九号）に対して当社のアルミ建材及び鉄・非鉄金属製品の設計・施工事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十七日

奈良県北葛城郡広陵町古寺五四六番地

ＡＬＨｅＸａ株式会社

代表取締役　安田　　誠

第22期決算公告

令和８年11月17日

東京都渋谷区神宮前一丁目４番16号

株式会社ドリーミュージックアーティストマネージメント

代表取締役　氏田　卓史

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	52,835,514
	固定資産	240,000
	合計	53,075,514
負債純資産及び部	流動負債	557,576,232
	固定負債	0
	株主資本	△504,500,718
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△514,500,718
	その他利益剰余金	△514,500,718
	（うち当期純損失）	(821,944)
	合計	53,075,514

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十七日

石川県加賀市黒瀬町三五〇番地一

カノー株式会社

代表取締役　鹿野　和宏

第73期決算公告　令和８年11月17日

石川県加賀市黒瀬町350番地１

カノー株式会社

代表取締役　鹿野　和宏

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	485,115
	固定資産	280,688
	合計	765,803
負債及び純資産の部	流動負債	105,841
	固定負債	53,426
	引当金	53,426
	株主資本	606,536
	資本金	20,000
	利益剰余金	657,283
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	652,283
	（うち当期純利益）	(1,546)
	自己株式	△70,747
	合計	765,803

第61期決算公告　令和８年11月17日

大阪市北区堂島二丁目１番27号

福元株式会社

代表取締役　小谷　善章

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	875,522
	固定資産	340,086
	合計	1,215,608
負債及び純資産の部	流動負債	67,707
	株主資本	1,147,901
	資本金	10,000
	資本剰余金	31,862
	資本準備金	31,862
	利益剰余金	1,647,955
	利益準備金	700
	その他利益剰余金	1,647,255
	（うち当期純利益）	(55,326)
	自己株式	△541,915
	合計	1,215,608

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億二千八百三十四万五千五十円減少し九千九百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和九年一月四日であり、株主総会の決議は、令和八年十月二十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十七日

東京都中央区明石町四番五号

ＤＥＮＢＡ　ＪＡＰＡＮ株式会社

代表取締役　後藤　錦隆

第６期決算公告

令和８年11月17日

東京都中央区明石町４番５号

ＤＥＮＢＡ　ＪＡＰＡＮ株式会社

代表取締役　後藤　錦隆

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,875	流動負債	1,258
固定資産	1,581	固定負債	78
		株主資本	2,124
		資本金	99
		資本剰余金	836
		資本準備金	836
		利益剰余金	1,189
		その他利益剰余金	1,189
		（うち当期純利益）	(826)
		評価・換算差額等	△ 6
		その他有価証券評価差額金	△ 6
資産合計	3,456	負債・純資産合計	3,456

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十七日

東京都品川区東五反田五丁目二二番三三号

ＯｗｌＰａｙＪａｐａｎ株式会社

代表取締役　王　俊凱

第９期決算公告

令和８年11月17日

東京都品川区東五反田５丁目22番33号

ＯｗｌＰａｙＪａｐａｎ株式会社

代表取締役　王　俊凱

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	5,868,645	流動負債	42,930,697
固定資産	104,500	固定負債	18,929,935
繰延資産	270,000	株主資本	△55,617,487
		資本金	46,500,000
		資本剰余金	37,608,507
		資本準備金	23,500,000
		その他資本剰余金	14,108,507
		利益剰余金	△139,725,994
		その他利益剰余金	△139,725,994
		（うち当期純損失）	(86,893,701)
資産合計	6,243,145	負債・純資産合計	6,243,145

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千万円減少し一千五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十七日

東京都港区西新橋三丁目二三番五号

Ｖｉｓｕａｌ　Ａｌｐｈａ株式会社

代表取締役　崔　峻　峰

第７期決算公告

令和８年11月17日　東京都港区西新橋三丁目23番５号

Ｖｉｓｕａｌ　Ａｌｐｈａ株式会社

代表取締役　崔　峻　峰

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	211,740	流動負債	16,969
固定資産	145	固定負債	54,996
繰延資産	45,603	負債合計	71,965
		株主資本	184,522
		資本金	90,000
		資本剰余金	212,450
		資本準備金	148,475
		その他資本剰余金	63,975
		利益剰余金	△117,927
		その他利益剰余金	△117,927
		（うち当期純利益）	(27,233)
		新株予約権	1,000
		純資産合計	185,522
資産合計	257,488	負債・純資産合計	257,488

官報

「官報」は、法律、政令、条約、府省令、告示、公告等、様々な事項を掲載する国の公報です。行政機関の休日を除き、毎日午前８時３０分に官報発行サイトにおいて発行され、直近９０日間の「官報」を閲覧・ダウンロードすることが可能です。「官報」には内閣府の電子署名とタイムスタンプを付与し、その真正性を確保しています。

https://www.kanpo.go.jp

内閣府

第８期決算公告

2026年10月30日
東京都品川区南品川六丁目４番６号
一般財団法人ＳＴＣみらいサポート
代表理事　千代延俊明

貸借対照表の要旨
（2026年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	63,502
	固定資産	900
	合計	64,402
負味財及産びの正部	流動負債	—
	固定負債	—
	負債合計	—
	指定正味財産	—
	一般正味財産	64,402
	正味財産合計	64,402
	合計	64,402

第15期決算公告

令和８年11月17日
長崎県諫早市目代町1483番地３
株式会社ちた和や
代表取締役　高橋　寿浩

貸借対照表の要旨
（令和８年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	19,344
	固定資産	2,080
	合計	21,424
負純資産債及びの部	流動負債	8,744
	固定負債	2,395
	株主資本	10,284
	資本金	10
	利益剰余金	10,274
	その他利益剰余金	10,274
	（うち当期純利益）	(1,497)
	合計	21,424

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
甲の株主総会の承認決議は令和八年十月二十六日に、乙の総社員の同意は令和八年十月二十六日にそれぞれ終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年十一月十七日
長崎県諫早市目代町一四八三番地三
（甲）株式会社ちた和や
代表取締役　高橋　寿浩
長崎県諫早市目代町一四八三番地三
（乙）合同会社高橋
代表社員　高橋　寿浩

決算公告

令和８年11月17日
福岡市博多区博多駅前三丁目23番12号
マイスタヴェルク株式会社
代表取締役　佐藤　繁樹

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	375,813
	固定資産	1,180
	合計	376,994
負純資産債及びの部	流動負債	1,229,646
	株主資本	△852,651
	資本金	10,000
	資本剰余金	7,500
	資本準備金	7,500
	利益剰余金	△870,151
	その他利益剰余金	△870,151
	（うち当期純損失）	(53,897)
	合計	376,994

第31期決算公告

令和８年11月17日
東京都港区西麻布一丁目８番12号
株式会社エスフロント
代表取締役　佐藤　修

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	2,345,623
	固定資産	3,328,040
	合計	5,673,664
負純資産債及びの部	流動負債	129,813
	固定負債	1,500,264
	株主資本	4,043,586
	資本金	3,000
	利益剰余金	4,040,586
	その他利益剰余金	4,040,586
	（うち当期純損失）	(128,288)
	合計	5,673,664

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。
令和八年十一月十七日
東京都港区西麻布一丁目八番一二号
（甲）株式会社エスフロント
代表取締役　佐藤　修
福岡市博多区博多駅前三丁目二三番一二号
（乙）マイスタヴェルク株式会社
代表取締役　佐藤　繁樹

第16期決算公告

令和８年11月17日
大阪市浪速区難波中一丁目４番15号
株式会社ＰＩＡＡ　ＣＲＯＷＮ
代表取締役　川上　重廣

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	30,039
	資産合計	30,039
負純資産債及びの部	流動負債	129,151
	固定負債	59,677
	負債合計	188,828
	株主資本	△ 158,789
	資本金	100
	利益剰余金	△ 158,889
	その他利益剰余金	△ 158,889
	（うち当期純利益）	(0)
	純資産合計	△ 158,789
	負債・純資産合計	30,039

第36期決算公告　令和８年11月17日

大阪市浪速区難波中一丁目４番15号
株式会社ピア
代表取締役　川上　重廣

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	265,882
	固定資産	259,306
	資産合計	525,189
負純資産債及びの部	流動負債	31,885
	固定負債	228,131
	負債合計	260,015
	株主資本	265,174
	資本金	10,000
	利益剰余金	281,174
	その他利益剰余金	281,174
	（うち当期純利益）	(29,257)
	自己株式	△ 26,000
	純資産合計	265,174
	負債・純資産合計	525,189

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年十一月十七日
大阪市浪速区難波中一丁目四番一五号
（甲）株式会社ピア
代表取締役　川上　重廣
大阪市浪速区難波中一丁目四番一五号
（乙）株式会社ＰＩＡＡ　ＣＲＯＷＮ
代表取締役　川上　重廣

第39期決算公告

令和８年11月17日
埼玉県春日部市大沼四丁目72番地３
株式会社マグマ
代表取締役　中山　誠

貸借対照表の要旨
（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	固定資産	295,000
	資産合計	295,000
負純資産債及びの部	流動負債	462,636
	株主資本	△167,636
	資本金	10,000
	利益剰余金	△177,636
	その他利益剰余金	△177,636
	（うち当期純利益）	(0)
	負債・純資産合計	295,000

第67期決算公告　令和８年11月17日

東京都新宿区西新宿一丁目15番３号
株式会社オムニクス
代表取締役　中山　誠

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	638,777
	固定資産	4,450,020
	繰延資産	2,146
	資産合計	5,090,943
負純資産債及びの部	流動負債	225,098
	固定負債	788,863
	株主資本	4,076,982
	資本金	43,500
	利益剰余金	4,033,482
	利益準備金	2,200
	その他利益剰余金	4,031,282
	（うち当期純利益）	(276,899)
	負債・純資産合計	5,090,943

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。
令和八年十一月十七日
東京都新宿区西新宿一丁目一五番三号
（甲）株式会社オムニクス
代表取締役　中山　誠
埼玉県春日部市大沼四丁目七二番地三
（乙）株式会社マグマ
代表取締役　中山　誠

第41期決算公告

令和８年11月17日
青森県五所川原市大字川山字千本37番地２
津軽ファッション株式会社
代表取締役　鈴木　勇蔵

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	38,981
	固定資産	606
	合計	39,588
負債及び純資産の部	流動負債	9,441
	固定負債	9,765
	株主資本	20,381
	資本金	10,000
	利益剰余金	10,381
	利益準備金	200
	その他利益剰余金	10,181
	（うち当期純損失）	(442)
	合計	39,588

第43期決算公告

令和８年11月17日
青森県五所川原市大字川山字千本37番地２
青森ファッション株式会社
代表取締役　鈴木　勇蔵

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	42,373
	固定資産	68,679
	合計	111,052
負債及び純資産の部	流動負債	58,921
	固定負債	27,492
	株主資本	24,639
	資本金	10,000
	利益剰余金	14,639
	利益準備金	200
	その他利益剰余金	14,439
	（うち当期純損失）	(5,937)
	合計	111,052

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十七日
青森県五所川原市大字川山字千本三七番地二
（甲）青森ファッション株式会社
代表取締役　鈴木　勇蔵
青森県五所川原市大字川山字千本三七番地二
（乙）津軽ファッション株式会社
代表取締役　鈴木　勇蔵

第25期決算公告

令和８年11月17日
宮崎市大字赤江830番地１
株式会社雲母
代表取締役　安立　礼子

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	34,630
	固定資産	56,759
	合計	91,389
負債及び純資産の部	流動負債	10,891
	固定負債	76,227
	株主資本	4,270
	資本金	3,000
	利益剰余金	1,270
	繰越利益剰余金	1,270
	（うち当期純利益）	(16,409)
	合計	91,389

第37期決算公告

令和８年11月17日
名古屋市名東区八前二丁目1820番
株式会社在宅看護センター愛
代表取締役　吉川比呂司

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	85,664
	固定資産	267,012
	合計	352,677
負債及び純資産の部	流動負債	53,185
	固定負債	277,334
	株主資本	22,157
	資本金	40,000
	利益剰余金	△17,842
	その他利益剰余金	△17,842
	（うち当期純利益）	(3,411)
	合計	352,677

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十七日
名古屋市名東区八前二丁目一八二〇番
（甲）株式会社在宅看護センター愛
代表取締役　吉川比呂司
宮崎市大字赤江八三〇番地一
（乙）株式会社雲母
代表取締役　安立　礼子

第３期決算公告

令和８年11月17日
奈良市神殿町667番１
ブライアント株式会社
代表取締役　藪内　宏隆

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	32,186
	固定資産	655
	合計	32,842
負債及び純資産の部	流動負債	17,739
	固定負債	6,318
	株主資本	8,785
	資本金	5,000
	利益剰余金	3,785
	その他利益剰余金	3,785
	（繰越利益剰余金）	(3,785)
	（うち当期純利益）	(2,567)
	合計	32,842

第12期決算公告

令和８年11月17日
奈良市神殿町667番１
ジー・トランス株式会社
代表取締役　木**原**　智信

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	37,747
	固定資産	29,405
	合計	67,153
負債及び純資産の部	流動負債	27,047
	固定負債	39,297
	株主資本	809
	資本金	10,000
	利益剰余金	△9,190
	その他利益剰余金	△9,190
	（繰越利益剰余金）	(△9,190)
	（うち当期純利益）	(297)
	合計	67,153

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十七日
奈良市神殿町六六七番一
（甲）ジー・トランス株式会社
代表取締役　木**原**　智信
奈良市神殿町六六七番一
（乙）ブライアント株式会社
代表取締役　藪内　宏隆

決算公告

令和８年11月17日
鹿児島市与次郎二丁目３番35号
ハニバイエルン株式会社
代表取締役　米盛紀世実

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	281,938
	固定資産	579,080
	繰延資産	0
	合計	861,018
負債及び純資産の部	流動負債	740,473
	固定負債	70,000
	株主資本	50,544
	資本金	10,000
	資本剰余金	0
	利益剰余金	40,544
	その他利益剰余金	40,544
	（うち当期純利益）	(103,663)
	合計	861,018

決算公告

令和８年11月17日
鹿児島市与次郎二丁目３番35号
株式会社ハニ
代表取締役　米盛紀世実

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,012,393
	固定資産	946,885
	繰延資産	1,792
	合計	1,961,071
負債及び純資産の部	流動負債	1,080,862
	固定負債	569,439
	株主資本	310,769
	資本金	45,000
	資本剰余金	122,266
	利益剰余金	143,503
	利益準備金	246
	その他利益剰余金	143,257
	（うち当期純利益）	(89,860)
	合計	1,961,071

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十七日
鹿児島市与次郎二丁目三番三五号
（甲）株式会社ハニ
代表取締役　米盛紀世実
鹿児島市与次郎二丁目三番三五号
（乙）ハニバイエルン株式会社
代表取締役　米盛紀世実

第 11 期 決 算 公 告

令和８年 11 月 17 日　　長野県佐久市原字大塚582番地２

Phase One Japan株式会社

代表取締役　アルネ・アイケ・デーン

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,684,165	流動負債	504,786
固定資産	119,816	（賞与引当金）	(4,192)
有形固定資産	114,358	（その他引当金）	(606)
無形固定資産	1,585	固定負債	2,165,549
投資その他の資産	3,874	株主資本	133,646
		資本金	95,000
		資本剰余金	85,000
		資本準備金	85,000
		利益剰余金	△46,354
		その他利益剰余金	△46,354
		（うち当期純損失）	(162,292)
資産合計	2,803,981	負債・純資産合計	2,803,981

第 7 期 決 算 公 告

2026 年 11 月 17 日

札幌市西区発寒九条十丁目２番10号

Ｌｅｔａｒａ株式会社

代表取締役　平井　翔大

代表取締役　ケンブス・ランドン・トマス

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（2026年７月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,255,613	流動負債	107,032
固定資産	556,188	固定負債	212,040
繰延資産	145	株主資本	2,492,875
		資本金	100,000
		資本剰余金	3,630,472
		資本準備金	3,630,472
		利益剰余金	△1,237,596
		その他利益剰余金	△1,237,596
		（うち当期純損失）	(575,715)
資産合計	2,811,948	負債・純資産合計	2,811,948

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和九年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は令和八年十一月十六日に終了しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年十一月十七日

（甲）下記のとおりです。

（乙）下記のとおりです。

東京都港区浜松町二丁目一番一七号
松永ビル五階
代表取締役　岡本金之助
（甲）株式会社東京アド

東京都港区浜松町二丁目一番一七号
松永ビル五階
代表取締役　山條　暁博
（乙）株式会社ハニーマスタード

第 53 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 26 日　　東京都台東区上野４丁目６番３号

株式会社スポーツ寿苑

代表取締役社長　伊東　繁

貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,619	流動負債	1,513
固定資産	1,522	賞与引当金	7
		固定負債	530
		株主資本	1,092
		資本金	18
		資本剰余金	10
		資本準備金	10
		利益剰余金	1,065
		その他利益剰余金	1,065
		（うち当期純利益）	(61)
		評価・換算差額等	6
		その他有価証券評価差額金	6
合計	3,141	合計	3,141

令和８年 11 月 17 日

東京都港区浜松町二丁目１番17号松永ビル５階

株式会社東京アド

代表取締役　岡本金之助

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,100,886	流動負債	250,649
固定資産	130,786	（賞与引当金）	(3,966)
		固定負債	85,542
		（株式給付引当金）	(1,950)
		（退職給与引当金）	(83,592)
		株主資本	895,479
		資本金	30,000
		利益剰余金	1,531,179
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	1,523,679
		（うち当期純利益）	(130,817)
		自己株式	△665,700
資産合計	1,231,672	負債・純資産合計	1,231,672

第 19 期 決 算 公 告

令和８年 11 月 17 日　　大阪市西区新町三丁目６番10号

ＩＮＳＯＵホールディングス株式会社

代表取締役　松本　大助

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,964,322	流動負債	591,876
固定資産	9,353,042	固定負債	4,631,218
繰延資産	0	役員退職慰労引当金	178,093
		株主資本	7,094,270
		資本金	100,000
		資本剰余金	4,608
		資本準備金	4,608
		利益剰余金	6,989,662
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	6,964,662
		（うち当期純利益）	(641,544)
合計	12,317,364	合計	12,317,364

令和８年 11 月 17 日

東京都港区浜松町二丁目１番17号松永ビル５階

株式会社ハニーマスタード

代表取締役　山條　暁博

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	24,974	流動負債	153,776
固定資産	3,182	株主資本	△125,619
		資本金	9,400
		利益剰余金	△135,019
		その他利益剰余金	△135,019
		（うち当期純損失）	(36,310)
資産合計	28,157	負債・純資産合計	28,157

第 17 期 決 算 公 告

令和８年 11 月 17 日　　大阪市西区新町三丁目６番10号

ＩＮＳＯＵファイナンス株式会社

代表取締役　松本　大助

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	214,145	流動負債	18,025
固定資産	103,785	固定負債	58,000
繰延資産	0	役員退職慰労引当金	0
		株主資本	241,905
		資本金	50,000
		資本剰余金	205,000
		資本準備金	167,500
		その他資本剰余金	37,500
		利益剰余金	△13,095
		利益準備金	0
		その他利益剰余金	△13,095
		（うち当期純損失）	(6,220)
合計	317,930	合計	317,930